

にせり、尤結構なり。

と見えてゐる。幕府でも寛文三年十月二十五日、宮中及大奥の服制に就いて令したけれど、一般庶民には及ばなかつた。もう此頃になると、平民級の勢力が加はつて來た時代である。町人の妻女も、武家屋敷方の婦女子の晴着で曾ては羨望してゐた鹿子縫箔などの小袖を金のあるに任せて着用するに至つた。寛文八年二月江戸大火の結果として、同年三月には度々衣服質素の令が發布せられた。

嚴有院殿御實紀 寛文八年三月三日、此日目付のともがらより傳ふるは、こたび火災により節約の令を下され、麾下の士等衣服絹袖を着するも苦しからずとの盛慮なれば、老臣も之を憚り、家士等此のち紗綾縮緬毛布のたぐひ着する事を禁じ、羽二重ひら縞は着ふるすまゝにして、かさねてつくる時は、絹袖の外は禁ずれば、各家人等にも曉告し、思ひ違ふ事なく、元より貯ふる衣服はひそかに着し、この後つくらしむべからずとなり。

此月七日にも衣服儉素の令が發布せられて居る。同月二十日にも奢侈禁止の令が下り、堺町木挽町の芝居及新吉原にも儉約を令せられて居る。然し久しからぬうちに世は驕奢となつて、江戸の石川六兵衛の妻と、京の難波屋十右衛門の妻とが、東山衣装競などして榮華を誇つてゐた。江戸に於ける花見の衣裳、幕又の名小袖幕は其美を競うて、春風に吹かれながら、雲と擬ふ花とともに絢爛を極めたのである。貞享年間板の好色四季咄には、武藏の國に吉野東叡山の春の盛り、郡にも衣裳幕、古への衣掛山と見しも、是れ皆それ〴〵の家風裙ふきて、面影を詠めけるに、云々とあつて、其風俗を讚美してゐるが、之に先つて天和年間に著された戸田茂睡の紫の一本には猶之を詳に述べ、且つ花見小袖の美にまで言及してゐる。

東叡山黒門より仁王門までの竝木の櫻の下には花見衆なし、東照宮の御宮の脇うしろ松山のうち清水堂のうしろ幕はしらかして見る人多し、幕多き時は三百餘あり、少き時は二百餘りあり、此の外に連れ立ちたる女房の上著

の小袖男の羽織を辨當からげたる細引に通じて櫻の木に結び付けて假の幕にし、毛氈花蒔きして酒のむなり、鳴物は御法度にてならさず、小歌淨瑠璃踊り仕舞は咎むる事なし、本町通町を始め、有徳なるも、さもなきも、町方にては女房娘正月の小袖と云ふは仕立てず、花見小袖と成ほど手をこめ結構に伊達なる物好きに好みたるを着て出づるなり、花より尙美事なり、花の頃は空曇りて、やゝもすれば晝過より雨降る、然れども傘をもさゝず、よき小袖をすきと濡らして歸へるを遊山にも又手柄にもするなり、

とあつて、末段殊に江戸ツ子の氣象が偲ばれる。山東京傳は其の著近世奇跡考にて、「其頃の婦女の小袖は結構といへども絹袖を限りとす、今より見れば甚だ質素なるものなり」と之に臆測を附け加へてゐるが、西鶴は其懷硯に、

黒門先きより末の松山まで唐織の幔幕うたせ、袖累の衣装盡く鹿子ならざる小袖もなく、

と、其豪奢を證明してゐる。天和笑委集に小袖盡しを記して、

あるひは二八二九はたち、木ざす木のめにつぼむ花、開けて程なき花の君たち、黄むく、白むく、淺ぎむくにて肌を隠し、唐の大和の縞子縮緬さやりんずはぶたへ等、遙に劣りて絹袖、紫樺色、うこん、紅地、黒淺黄、かすの茶色、薄鼠、あいねづみ、模様は其品多き中に、見ては吉野の絲櫻、紅葉流るゝ龍田川、淀の與兵衛が水車、ゑんもながしの鞠かやり、扇盡し、幕づくし、ちらし草紙、花に蝶かきに瓢箪、まがきによね、墨繪に源氏、竹に虎、桔梗、苧荳、女郎花、根笹、石竹、萩、薄、時ならねども草盡し、桐に鳳凰、浪に兎、はぎの柴船、富士見、西行、雲にかけはし、霞に千鳥、三河の八橋、杜若、立波、騒ぐ沖の鷗、貝盡し、蟲盡し、起伏しげき川竹の、流れ漂ふ伊達模様、松にかくれる藤の花、花を亂せる櫻川、梅に鶯、紅葉に鹿、菊のませがき、牡丹に獅子、其外異國本朝の名所舊跡、古歌の心、古事來歴、はやりのうた文字言語に至るまで、皆夫々のかたちをあらはし、五色の鹿子を所々にくはへ、其品ことなる伊達染に、一尺五寸の大振袖、ゆき短く、襷高く、當世やうのみせばに仕立て、二つ三つ四つ重ね着て、雪の肌をちらと見せ、襟ぎは少し押寛

げて出立もあり、一つまへに引あはせ、小褌を揃へて着るもあり、云々とあるを見ても、決して京傳の云ふ如き質素のものではなかつた。寛文の末期から延寶頃までの風俗は實際贅澤であつたのである。

當時の風俗を今少し具體的に語らんが爲に小袖の沿革を述べて、其頃最も結構の美を盡した縫箔と鹿子に及ばうと思ふのである。

十八 小袖

小袖の名は袷の廣袖に對する俗稱である。此名の起つたのは藤原時代であるらしい。元來が下着同様であるから、之を重ねて着る様なことはなかつた。義經記に、靜が其日の装束は白き小袖一重から綾を上に引重ねとあるにても、其の當時小袖は下着同様であつた。然るに室町時代に官女などが平日小袖の上に、緋の袴を穿いて用を辨するやうになつて、始めて小袖が上着となつた。従つて其生地も立派になつた。爾來小袖に美しい絹が用ひられ、小袖

の名が絹の衣類の代名詞となつた。之に對して綿布・麻布の綿入を布子、單物を皆帷子と稱した。又絹・木綿に限らず、合せ仕立のものは即ち袷である。又此時代に武家の妻女など平日は小袖のみで居たから、俄の來客には已むを得ず平常着の上に美しい小袖を引かけて出た。後に之が習慣又禮式のやうになつて、打掛と云ふ一種の着物が出來た。和訓栞に云ふ、和名抄に、襦袢をよめり、唐鹵簿令に見ゆ、前と後とにあつて袖なしの服ゆる打掛といふなり、單皮の底なきをいふも意同じ、婦人のうは着ともいへり、かいどりとはいふ、落くぼの草紙に、うちきせといへるも同じとある。貞丈雜記には、女の帯したる上に、小袖をうちかけて着るをうちかけと云ふ、今も京大阪などの人は、うちかけといふなり、今江戸の人はかいどりと云ふなり、かいどりと云ふ事も、古き書に見えたれども、つれづれ草にあり、かいどりがたなど云ふは、かのうちかけのつまを取りたるを云ふなり、小つまをかい取るなどと云ふも、同じ詞なりともあつて、小袖が即ちうちかけ、又の名かいどりともしなつたのである。天和三年撰

虚栗みじりに

いでや春地なし小袖のかい取せる 信 徳

などとある。江戸幕府になりて、打掛には地黒と地白との二種が出来、之に模様を縫箔し、裏はまる裏であつた。略式には縮緬を用ひた。染模様で、之を服紗の打掛と云ひ、打掛を着る時には地赤の間着を着し、帯は前で結んだ。夏の禮服には打掛を用ひぬ。一體打掛の名も俗稱で、搔取の名も褌の上の方を搔取ると云ふ處から始まつた俗語である。それ故遊女などには仕掛と云ふ俗稱をつけてゐる。

江戸幕府の大奥では、中臈以上或は表使のものが此打掛を着た。此中臈職は五位以上四位に相當する地位の稱呼である。

とにかく打掛は武家に始まつた女の衣服である。江戸時代に富豪の女子が婚儀の際に往々之を用ひたのは、一代の晴として武家に擬したのである。されば江戸初期の遊女などは華車な風俗をしたものゝ、此打掛ばかりは着な

かつたやうである。睡餘小録に載せてゐる伊萬里梯右衛門作の遊女吉野の像、貞享三年板の好色訓蒙圖彙中にある吉野の畫像が俱に打掛姿となつてゐるけれど、之は正式の打掛ではない。多分小袖を打掛ける姿を寫したものが、然らずんば吉野の艶名に對して、特に此のやうに飾つたものであらう。遊女が打掛の着物を着始めたのは、江戸時代の中頃からである。

江戸時代の衣服として、最も贅澤を極めたものは、此打掛であつたから、元祿前後に盛に發行した雛形の模様も多く此打掛け向きであつた。絹物の代名詞を小袖と稱したが、此小袖に對して、又振袖の名が起つた。貞丈雜記に云ふ、「小袖にふり袖とめ袖と云ふ事、舊記に見えず、小兒は陽氣盛にて身の熱氣を漏さざれば病をわづらふ事ある故、小袖の左右の脇、袖の下の邊に、口をあけて、いきを抜くなり、袖を長くする事なし、是をわきあけと云ふなり、簾中舊記に、わきあけと云ふことあるは此事なり、今日は八ツくちといふ、わきあけの體、袖の下の處、身ごろを離れて、今の振袖の短き物の様にありしより、次第く袖を長

くして風流にしたるなり、寛文中の頃迄は、女子の振袖一尺四五寸計なるを、十六七歳の人着るを、其頃は、大振袖とて、昔なき長袖なりと申ける由、古老の物語也、今はいよ／＼長くなりて、二尺四五寸に成りたるなり、振袖は古へなき故、昔は袖とめの祝と云ふことなしとある。「たんだふれ／＼六尺袖」と歌つたのは、延寶元和の頃で、一尺五寸を大振袖と云つた。六尺袖とは、一尺五寸を四ッ合せて云ふのである。嫁入の地黒地白、地赤と云ふ三ッ衣裳は、即ち此振袖である。

十九 縫と摺箔

刺繡、俗稱縫は針と糸とを以て模様を構成する技術で、印度支那などでは現に太古から發達してゐたであらう。

人倫訓蒙圖彙、縫物師、諸々の衣裳、其外織物にさまざまの糸をもて模様を縫あらはす、縫には色々の名有、暖簾に松を糸がきて印とす、縫箔屋とかく、家

には紋形のきはばく摺箔等もするなり、吉備大臣入唐のとき相傳して來れりとかや、縫物師の仰ぐなり。

とあるが、事實は然らず、其創めは恐らく應神天皇の御宇であらう。此時代に百濟王から獻じた眞津毛は刺繡の織工でなく、衣服裁縫の女工であつたが、とにかく針と糸との手業は其頃から發達したやうである。推古天皇の御宇には丈六の刺繡曼陀羅が出來てゐる。奈良朝に至りては、更に此等の技術が發達したことであらう。中將姫の當麻淨土曼陀羅も刺繡である。畫工便覽にも、中將姫、横佩右府豊成公女、天平寶字七年六月、入當麻寺、雜髮、即當麻曼茶羅本願也、巧、綉、織、繪、佛像、最佳と見えてゐる。武家時代には裝束の飾りとして應用したものが見え、義經記に、靜が着た水干に「縫の割菱」とある。室町時代に、繪縫物と稱したるは、繪を畫いて其間々に縫を施したのであらう。簾中舊記に、大上臈は繪縫物をめし候て云々とある。又からぬひと云ふのがあつた。貞丈雜記に「からぬひと云ふは、よりたる糸にて紋を縫ふにて、よらざる糸にて縫ひ

たるは、只ぬひものといふなりと見えてゐる。豹文記に、「縫物の小袖の事、男は人により十四五まで着候、下々の人は不可有着候、又はくの小袖の事同前也、貴人御息御用勿論候とある。しかし藤原鎌倉時代は染物、室町時代は唐織の全盛期であつたから、刺繡の技術は比較的進歩して居らぬ。其の大に流行したのは實に桃山時代であつた。

刺繡と密接の關係あるものに摺箔がある。摺箔は原來舶來した印金の模造である。印金は普通紫茶などの絹地に漆を以て描いた模様の上に金粉を置いたもので、支那では銷金と書く。其初は多分唐時代であつたと見え、其頃の文章に元相書告身銷金雲鳳綾書と云ふ文字がある。正倉院御物中には額額薦額夾額等の技工の進歩したものがあつたのに、印金のないのを見ると、日本へ舶來したのは平安朝頃でもあらうか。後世珍重する上代印金は最初に舶來した品を云ふので、決して特殊のものでない。其模様はいろいろあるが、多くは牡丹などの花卉である。

上代印金の外に、朝鮮から渡來した朝鮮印金・高麗印金がある。之を支那の本場物に比すると、其品質は遙に劣等である。又名物裂の中に典司印金・雁屋印金・巴屋印金の名がある。何れも支那製であるが、勝手に命名したもので、同じ例は錦金・欄金・緞或は緞子などの名物裂にもある。俗に奈良印金・タテベ印金或は高野印金などと云ふものは、模造品で、今日でも其模造は行はれてゐる。巧みな模造になると、専門家と雖も、殆ど其眞贋を區別することが難い。しかし上代印金の特色は、其生地が必ず籠目に織られてゐるから、通常之を以て眞贋鑑定の秘訣とする。

支那の印金は宋時代に金欄が織り出されるとともに廢絶したが、我邦にては印金に刺戟せられて摺箔が發達した。藤原時代に、ざうがんと呼んだものがあつた。榮華物語の歌合の卷に、藏人俊經ふたあゐの美しきとりて、ひろげ敷くを見れば、紫のふせんれうに青きざうがんをつけて、伊勢海といふ、催馬樂をあしでにぬひたり」とあり、同じ物語の煙の後の卷に「浮線綾の裳唐衣、ざうが

ん薄物など、かねして造りたるに、菊の折枝、松など縫ひたるいをかし、織物は厚く、縫物は繪かくも、なか／＼わろければなるべし、と見えてゐる。又螺鈿と云ふのがある。同じ榮華物語鳥邊野の巻に、若き人々は縫物、螺鈿など袖くちにおき、くちを白かねの左右のいとして、ふせくみし、よろづにしさはぎあへりとある。嬉遊笑覽には此等を解して、扱ざうがんに鑲嵌にて、細金を埋めて、模様を作るなり、衣などには、之を用ふるに非ず、箔を細く截て付るをいふ、青きざうがんだといふは、青色にて細くゑがき、或は模などにすりこみもしたるにや、こはもと金銀の箔を細くして用ひたるなり、このやうに細く模様作るをも、しか云ひしことと知らる、薄物などに、多くざうがんとしたるを、後世には薄物と心得たるにや、侍中群要に、下襲夏象眼とあり、箔に細がねといふこと、畫家には傳へていへること、見えて、貞享江戸鹿子に、佛繪師細金善兵衛、細金重右衛門といへる者あり、人倫訓蒙圖彙に、細金師諸の彩色に有事なれども、専ら佛像の繪に是を用ふ、金銀の薄を細に刻みて衣紋をなし、花の筋をわかづ、細金師は繪師

に隨ふなりといへり、たま螺鈿は青貝の粉を蒔くなるべし、是れ即ち縫箔なり、縫と箔とは上に引いたる文に、ざうがんをつけて云々、あしでに縫たりとあるこれなり」と云つてゐる。細金描きの法が衣服に應用せられて、象箴となり、一轉して摺箔となつた様である。しかし鎌倉時代に發達した細金描きの技術の精巧なのを見ると、後世摺箔模様が發達して緻密な模様が自由に描かれるやうになつたのも、決して誇るべきことでないのみならず、眞面目な細金描きの技巧が糊描きに箔を摺つた簡便の法となつたのは、寧ろ退歩したと云つてよろしい。

室町時代には摺箔のことを箔繪と云つたと見え、簾中舊記には箔繪縫物とあり、豹文記には、縫物の小袖の事、男は人により十四五まで着候、下々の人は不可、有着候、又はくの小袖の事同前也、貴人御息御用勿論候とあり、孔雀樓筆記には、義祖母衣服の書付に晴着十二の内、地赤、地白、地黄、石疊の小袖、鱗形の小袖、地無の小袖などあり、石疊は黒地に金の石疊、鱗形は黒地に金の鱗形をひしと

おきたるものぞ、石疊鱗形はその時節式正の衣服と見えたり」とある。義祖母時代は室町の晩年で、其頃の流行の箔繪の模様を云つたものである。之に依ると、箔繪の地色が多く黒であつた證據で、此後にも摺箔の地色は専ら黒である。黒が式正の衣服として重要な色であつたから、多く用ひられたものであるか、又黒が箔繪の地色として最も適當であつたのか、蒔繪を初め紺紙金泥の寫經を考へると、思半に過ぎるであらう。

此時代に於ける箔繪として専ら流行した石疊鱗形などの模様は、永く江戸時代の小袖模様として其名残を留めてゐる。後世紅葉狩などの鬼女の能衣裳に専用せられた白地銀鱗形の摺箔模様は、實に此時代に創まつた敬服すべき意匠の一つである。又室町時代のさげ帯に、櫻模様金みがきなどと書いたものがあるから、箔繪は小袖の外、帯にも用ひられたもので、能衣裳の桂帯は其名残であらう。

古代の摺箔は箔を押すに何を用ひたか詳かでない。女鏡秘傳抄には、箔な

ど糊こはなるは、しな少しとあるから、糊を用ひたやうであるが、實際糊を用ひたならば、綸子平絹など、之が爲に折目を生じて、地質を破損するから、多分膠を用ひたのではあるまいか。現に江戸時代中期盛に模造した金更紗の下描きには膠を用ひてゐる。現在の摺箔は牛乳、玉子、大豆などの蛋白が使用されてゐる。

桃山時代の小袖模様として、摺箔の應用は益々盛になつたが、其後摺箔と刺繡或は鹿の子と握手したのである。

二十 絞 染

纈纈は古く支那に在つて、唐の時に、魚子纈など殊に珍重せられた。蓋し其源を南洋地方に發し、印度を経て、支那に至り、更に我邦に傳はつたのであらう。正倉院の御物中の纈纈には二度染などがあつて、其技術は頗る進歩してゐたのである。貞丈雜記に云ふ「纈纈と云ふは、くゝり染の事なり、今時しばり染と

云ふ者あり、大しぼりと云ふなるべし、纈纈の二字をきくとちとよむはあやま
りなり、くゝりぞめとよむ字なり。又云ふ、纈纈の二字をきくとちとよむにも
仔細あるべし、纈纈のしぼり染は、水干長絹などの、きくとちのふさの如く、丸く
しぼり染めることなるべし、その形きくとちに似たる故、纈纈を染たるを、きく
とちともいひ習はしたる物なるべし、と。源氏物語關屋の卷に、色々のあをの、
つきん、しきぬひ物、くゝりぞめのさまも、さるかたにおかしう見ゆとある。
源語梯に云ふ、あをとは襖なり、裏あるをあをと云へり、是は色々の布にすし
裏など付たるなり、狩衣の中に狩裡と云へるは必ず裏あり、ぬひものは繻もの
なり、くゝり染は纈纈とて、くゝりやうに雌雄ありて、纈と纈とわかつよしなり、
めどりぐゝりの狩衣と見えたり、同じものなるべしと。

室町時代に辻ヶ花染が流行した。此染法は江戸時代の染法に最も關係が
深い。慶長時代前後、此辻ヶ花の染法は西東に別れた。即ち最初豊後に傳は
つて、豊後絞りとなつたが、間もなく豊後より尾張愛知郡有松に傳はつて、有松

絞が發達した。此有松絞が木綿本位であるのも、元來手拭染が最初であるか
らである。

近代絞の流行が復活して、京都に於ても、有數な産業の一つとなつてゐる。
今其名稱を擧げて見ると、摺み絞一名角絞、柳絞、傘絞、螺旋絞、尾州羅絞、有松絞、博
多絞、大絞、大黒絞、麻葉絞、貝絞、吸口絞、或はバイ絞、三浦絞、雲絞、石がけ絞など、猶此
他にいくつもある。守貞漫稿には取絞古名なり、今俗に京都にてだんだら染、
江戸にて手網染と云ふ、おつこち絞、きしやご絞、柳絞、堅絞、瀧絞などの名が見え
てゐる。此外江戸時代のものに、今の貝絞の一種むきみ絞、鐵砲絞などがある。
又手拭に芥子絞、玉絞、豆絞の名があるが、豆絞は染形で絞染ではない。しかし
此等の名稱も、實は同物異名で、其或ものは産地に依りて名を異にしたのもあ
る。例へば有松絞が隣村鳴海で出來ると、鳴海絞と云ふが如しである。

とにかく絞染の全盛期は江戸時代の末造で、文化文政頃からである。西鶴
の著書に現れた絞の名は僅に豊後絞のみで、それも下流社會のものであつた。

好色一代男に小娘の伊勢參宮の風俗を述べて、皆豊後絞の脇明けまだそんな事は知らぬ尻つきなる娘九人と云ひ、三代男に有馬の大湯女小湯女の風俗を叙して、年比も若き女打連れて歸る、皆豊後絞の袷衣、日野紫のしごき帯などがあるが、此以外に豊後絞の名は見えぬ。

二十一 辻ヶ花染と「ぼうし」

絞染の一種なる辻ヶ花染の名は室町時代に始まる。大絞りのことで、最初其染生地は奈良晒など麻布に限られたやうであつたが、後には絹にも用ひられた。今日俗に云ふ桃山絞は絹を染生地とした辻ヶ花染の進歩したものである。貞徳の御傘に「つじが花もとつし」が花といふことを中略したる名なれども、あかき帷子の名に成りたれば云々とある。嬉遊笑覽には、之に就いて、「目結は俗にいふ鹿子なり、その目の正しく並びたるは、即ち辻にて、八十の衛なり、今の麻の葉といふ紋これ辻ヶ花なり、又懐子集の「藍みての後の紅粉染や桔

梗辻の句を引用して「これは藍と紅との色を合せて桔梗辻とよみて作りしのみならず、麻の葉といふ絞其頃も桔梗辻といひしなるべし、その形桔梗笠の名など思ふべし」などと御傘説を打破してゐるが、鹿の子と辻ヶ花染とを同一に考へたのは誤で、鹿の子と辻ヶ花とは其系統を同うしてゐるが、全然別殊のものである。今日絞業者間に麻の葉など線の集合した處を指して、辻とは云ふが、決して辻の花とは云はぬ。麻の葉と桔梗辻とを無理に附會せんとしたのには、頗る妄説と云はねばならぬ。桔梗辻とは藍と紅とを交へて染めたる桔梗色の辻ヶ花染を略したのである。此辻ヶ花染には種々の色があつたので、中には絞りの處を二度染した美しいものもある。

辻ヶ花染の稱は奈良木辻に近い辻ヶ花で染めたから名けたので、江戸時代に専ら流行した、奈良晒の染帷子茶屋辻の名も、此辻ヶ花の辻に縁んだものである。

嬉遊笑覽に麻の葉集合點を辻ヶ花と誤解してゐるが、今日では専門の絞業

者でも麻の葉集合點のみを辻と稱してゐる。しかし鹿の子も絞りも總べて絞つた先を辻と云ふので、好色一代女に、鳥原の名妓野風のことを叙して、野風、秋の小袖懐色にして惣鹿子、此辻をひとつく紙燭にてこがしぬき、紅に染し中綿穴より見えすぎ、又もなき物好、着物ひとつに銀三貫目入けるとありとあるに依ると、惣鹿の子に辻の名があることが分る。

元來辻ヶ花染は幼稚なる。大絞で、後世の羅毛氈絞りに似たものであつたら、其初は小兒の衣類等に用ひたに過なかつたが、其技術は次第に進歩して、桃山時代には防染の法として、俗に云ふぼうしが工夫せられた。寛永十八年、六條三筋町の遊廓が朱雀野の鳥原に移轉せられた時、一郭の者は駿府二十町と奈良の木辻とへ移住して營業した。此時木辻の遊女は京の六條で華車な風俗をしてゐた餘波として、辻ヶ花染の改良を促し、之を夏の帷子として用ひた。其趣味の瀟洒なる所から、一般に流行したのである。此時代の辻ヶ花染は巧みにぼうしの法を應用して、種々の圖案を構成した。爾來江戸時代の縫箔模

様は一變して、模様の一部に色差しをして、華美のものとなり、又鹿の子模様にも應用せらるゝに至つた。

此のぼうしの法は先づ模様を描き、其輪廓を絲で縫ひ、引き縮めた後、染めやうとする部分を残して、其處を竹の皮にて堅く包むので、其形狀の帽子に似た所から此稱が起つたのである。種々色差しをなすには幾度も模様或は生地、に此法を繰返すのである。後には太い竹を割つて防染の法としたる俗に竹締めと云ふものが工夫せられたが、七八年前に桶締めと云ふ便法も亦案じられて、現今専ら之を用ひる。

二十二 鹿の子

纈縷の染法は、後世絞染と鹿の子との二方面に發達した。鹿の子は其初目結と稱した。其の絹を摘み上げて、絲にて結び、染めて後、絲を解くと絲の當つたる所が白く目のやうになる故に、爾か稱へたのである。

絞の小形即ち目結は元來簡単な染法であつたから、早く衣服の模様として用ひられたものと思はれる。平家物語に千手の風俗を叙して、中將(重衡)道すがらの汗いぶせかりければ、身を清めて失はれんにこそと思ひて、待ち給ふところに、やゝありて年の齡二十ばかりなる女房の色白く清げにて、髪のかゝり誠に美しきが、めゆひの帷子に染附のゆまきして、湯殿の戸押しあけて参りたりとある。

鹿の子の名稱の起源として、人倫訓蒙圖彙に「延喜の帝、小鹿のまだらなるを御覽ありて結せ給ふ故に鹿子と云ふとかや」と説き、一説には新古今集を引いて、時知らぬ山は富士の根何とてか鹿の子班に雪の降るらん、とある鹿の子班の雪に起るとある。當初の目結は技術も幼稚で、飛びくりに染められて、鹿の子の毛皮に似てゐるから始まつたのである。源平時代の鍔直垂などに滋目結の名があると、これを以て見ると、其頃は技術も餘程進んで、總地に目結をしたる所謂滋目結なるものがあつたに違ひない。此滋目結は後世江戸では總

鹿の子、京阪では匹田鹿の子と呼んだ。此匹田とは、直(比多)のことであらう。比多とは全體を意味した言葉で、比多蒔繪などと云ふものがある。比多蒔繪とは全體に蒔繪をしたものを云ふのである。

室町時代には鹿の子がまだ晴着でなかつた。前章に引用した孔雀樓筆記中にも鹿の子が見えぬ。有名な桃山百雙屏風中の誰が袖屏風に縫摺箔繪鹿の子の三種の小袖が畫かれてゐるのを見ると、其頃既に鹿の子小袖が晴着の一となつたやうである。

江戸時代は實に鹿の子の全盛期で、延寶頃は其絶頂であつたと見え、懷硯に上野の花見を敘して、袖累の衣装盡く鹿の子ならざる小袖もなくとある。又技術も長足の進歩をして、俗にみち明き或は地明き、即ち絞業者の云ふ地落ちと云ふ總地に模様を現はす結び法も、此時代の初期から發達してゐる。

絞業者が江戸時代の鹿の子を指して、俗に本座と稱へてゐるのは、其時代の鹿の子が専ら生地を目を拾うて結び上げたからで、是がため地落即ち模様を

顯す時、目と目との間に距離が少い。然るに現今の結び方は型紙を用ひて結ぶべき所に青花を以て印をつけ、其れを拾うて結ぶのである。それ故本座に對して型座の名がある。現在の鹿の子は専ら此型座である。其目と目との間に一目づゝの間隔があり、何となく間が抜け模様に依りては趣に乏しい。江戸末期の地落も多分型座に依りて結び上げたものと見えて、模様の線がない。又江戸の精巧なる鹿の子は銀の爪を用ひ一つづゝ摘み上げて、十分に結んだものであるから、染上げた後に皆缺を用ひて此等を解いた。十分に結んだ結果として染つた部分は少くして、趣が深い。近代の鹿の子になると、裂地を折りて、其先端を唯だ締めたゞけであるから、之を解くに、裂地の端と端とをば斜に引けば、容易に解けるので、昔のものとは比すると生地が染まつた部分が多い。其優等品になると目も小さく、目と目との距離が少い。絞業者は此目と目との間を少くすることを俗に「せると稱してゐる。今日普通の鹿子は裂地一幅に三十五本乃至四十本の結目で、優等品と雖も五十本位である(本とは目

のことを云ふ)。京都の絞業者岡部磯次郎氏が仕上げた萌黄地地落の長編絆は七十本であるが、一枚に二年かゝつたと云ふことである。之から考へると、好色二代男に「花月(吉原の名妓)が仕出し洗鹿子の蟲盡、本國寺のおつやが一つに三歳づゝ心を盡し、六年目に着物二つ緯立染めぬ」とあるも、強ち誇言ではあるまい。

鹿子結の勞銀は俗に云ふつゝ(目)の数の多少に依つて高下がある。今日此つゝに巻く糸は五度乃至六度で、下から上へ巻き上げるので、其技術は手練の結果である。巻つける糸はしけ糸で、一目には十二三本、匹田ばらには十八九本乃至二十五六本までを使用する。職工は目結びの時、手加減で、此しけ糸に燃をかける。江戸時代初期の鹿の子は何を用ひたか明でないが、末期のものは、之に緒を用ひた。今日でも七八十歳の老職工は其事實を肯定する。

江戸時代にあつても、鹿の子結の職は女子の手業であつたと見え、人倫訓蒙圖彙に「鹿子結、女の所作なり」とある。好色二代男に「大宮の左吉結の水鹿子」と

あるは當時の男の名工であるが、萬の文反古には、本國寺手木の下のつや鹿子」とあり、二代男にも此つやの名が見えてゐるが、之は女の名人と見える。本朝櫻陰祕事に、昔都の町に鹿の子屋の名取大宮の小林とて、さながら六條の太夫めきて」とあるは、寛永頃のことであらう。近年でも之は女の手業であつて、寧ろ京の町を離れた東九條西九條西院から伏見鳥羽山崎乙訓郡へかけて南山城一圓には此職に従事する女が多い。

二十三 縫箔小袖

小袖の模様として、刺繡と摺箔との應用は室町時代の末期に始まつた。其頃の縫箔は錦金襴金緞子の代用であつたから、其模様も總て織紋に倣つた細密な模様の集合的若くは連續的總模様であつた。故に此種の小袖を俗に地無縫箔或は單に地無し小袖と稱した。此時代の刺繡は其技術頗る幼稚であつたが、桃山時代に至りて精巧な明の刺繡に刺戟されて漸く進歩した。從來

の織紋的模様も、此時代に起つた狩野永徳の畫風が影響して小袖模様が一變した。江戸時代の小袖或は打掛などの縫箔模様は此時代から源を發する。此時代に應用せられた刺繡の法は、後世俗に縫切切押へ割縫などと云つた簡單なもので、其の用ひた色絲も僅に白赤黄萌黄青などの數種に過ぎないが、素朴の中に一種の雅致と氣韻とを具備してゐた。此時代の刺繡は又摺箔の外に鹿の子とも握手してゐる。桃山時代に於ける上流巾幗者流の小袖として専ら流行したものは、此縫箔と鹿の子であつたから、桃山百雙屏風中の誰が袖屏風中には、水色總鹿の子の小袖とともに、此縫箔の小袖の圖が畫かれてゐる。高臺寺什物の北政所の小袖は天竺織と稱してゐるが、實は慶長時代の精巧なる優美の縫箔を代表したものである。

寛永時代の縫箔模様は、岩佐又兵衛の創めた浮世繪の濃艶精緻な畫風に似て、愈々精巧なる構圖となつた。又辻ヶ花染から進化したぼうしの染法が圖案の一部として巧に應用されてゐる。慶長時代の縫箔の地色は専ら黒であ

つたが、此時代からぼうし染法に依りて白に抜き、或は之に紅、淺黃或は藍などが染入れられた。又此時代から後世何々模様と稱せられ、例へば紅葉流、菊流或は扇散しなどの圖案が應用せられた。勿論刺繡、鹿の子或は摺箔の技術も益々進歩して、此等の模様を自由自在に作成した。

慶長元和寛永時代には、京都の上流階級の妻女は勿論、六條三筋町の傾城なども縫箔或は鹿の子のきは箔又はへり箔とも云ふなどの小袖を着たが、江戸はまだ質素であつた。江戸では元和の令に、

一傾城の衣類總縫金銀の摺箔等一切着せ申間敷事、何地にても紺屋染用ひ可申事。

とあつて、京阪の遊女に比して頗る素朴であつた。寛永十一年八月、將軍家光が譜代大名の妻子に江戸住を命じてから、江戸の風俗はやゝ向上した。

世事談 其箔衣も當時より慶安頃は自ら製せず、市民の子女等大名以下武家に付いて其主人より一二領賜ひしを、婚儀及び他出に服し、衆目を驚かす、

富家の妻女等これを見て自費を以て製するに至る。

むかし／＼物語 六七十年地梨と云ふ小袖持たざる人なし、人をも仕ふ女中、上着小袖數は持すとも、地梨は持、惣身を金薄にて一面松河菱の様に薄置たる小袖なり、針妙女衣装五つ六つも持たるゝ程の女又は小身にても家老の妻子ども地なし持も有、此地なしといふは祝言婚禮また正月などとか男の熨斗目着る時は地なしなり。

江戸に此等縫箔小袖の流行を來たしたのは、慶安四年家光の薨去とともに大奥の女中三千七百餘人を一時宿下げとしたるに起因する。此等大奥の女中は多く江戸者であつたから、宿下りと同時に從來着用した地なし小袖を、是れ見よがしに着て晴着としたので、羨望の的となり、他の艷に倣ふものを續出するに至つたのである。前二書の説は多分此事情を記したものであらう。承應元年板の諸國萬句に、

前句 金銀も浮世ぐるひにつかひすて

重

附句 だての小袖に箔を置くなり

道可

一三〇

とあるは、地なし縫箔の流行を云つた様で、傾城が縫箔小袖に伊達を盡した様が偲ばれる。花街漫録にある遊女高尾の小袖は確に地無縫箔の模様である。守貞漫稿 縫箔摺箔ともに其模様種々也、縫箔には散楓を五彩の糸を以て繡し、浪を金箔或は銀箔とするの類、或は蟲喰の楓を箔にするもあり、其の好みに仕出す縫箔には地色定まりなく、綸子平絹を用ひ、或は染模様を除き地を全く摺箔にするもあり、摺箔には繡を用ひず、無地の上に模様を皆すり箔にす、或は染模様をも交へ摺箔にす、地色定まりなく、綸子平絹を用ふ。多分之は承應頃であらう。

近世奇跡考 好事の者懸物のかざりなぞに用ひて今に残れるを見るに、絹に龜略なる縫をして、ところ／＼摺箔をしたるものなり、今地白地黒など云ふもの其遺製歟、とあり、猶同じ書に、

古代といへども縫箔はすみ／＼の者の着すること能はざる衣服なり、しかれども多くは絹の地に縫も甚だ龜略なり、これ等を見ても昔の質素を思ふべし。

と附言してゐるが、此説も肯ふことは出来ぬ。如何にも桃山時代の前後縫箔は並々の者の着ることの出来ぬ衣服であつたが、承應頃には、前にもある通り人をも仕ふ女中は地無小袖を持つと云ふほどであつた。又天正頃の縫箔は確かに其技術も幼稚であつたが、慶長頃には餘程進歩して精巧なものを作つてゐた。しかし承應以來縫箔の流行は中流階級に及んだから、勢仕入れの品が出来て、其品質が多少下落したのも亦事實である。

明暦三年の江戸の大火、越えて三年即ち寛文元年の京都の大火は、江戸風俗史上の革命期であつて、従來の革足袋が木綿足袋にはさみ帯が結び帯となつたばかりでなく、縫箔模様も一變した。桃山式模様を踏襲してゐたのが、此で俄然變化を呈することになつた。

江戸大火の結果として、衣裳も焼失したがため、小袖の注文は京都へ幅渡したが、京都も亦大火であつたから、同じく小袖の注文が多い。従つて當業者は従來のやうな手数のかゝるものを製出せず、すべてを省略して刺繡と染のみを以てし、しかも頗る大模様として手間を省いた。後世寛文模様と云ふ特殊の大柄が流行したのは、畢竟之が原因である。

寛文時代の小袖模様は總べて大柄で、桃山式の特色なる、小模様の集合或は連続して總模様を出すものとは異なる。寛文模様は奇抜で大膽で無意味ではあるが、形式に囚れない所に一種の面白味がある。其模様の着け方は背後本位で、肩が其中心となり、裾の方に連続してゐる。又大體の構圖は染が本位で、ぼろい染方が益々巧妙となり、自由に模様を構成してゐる。同時に鹿の子も亦盛に模様の一部を成してゐる。刺繡はそれらの模様の輪廓或は小模様のみを用ひられたに過ぎない。之は此時代の刺繡が専ら平絲の縫切本位であつたからである。

延寶に至つて風俗は頗る豪華となつた。石川六兵衛の妻の如きは其隨一である。

武野燭談 江戸の石川六兵衛といふ者、京師難波屋十右衛門といひし者とひとしき奢り者にて京に登りける時、難波屋が女房聞くとひとしく緋繪子に洛中の圖を縫はせける。石川が女房出立て東山筋徘徊せし日、黒羽二重に立木の南天の染小袖をぞ着たりける。見合する迄もなく京の方こそ結構なれ、何の衣裳くらべぞと、例の京童云ひそしる。能く見れば南天の實は珊瑚珠を碎き、ひとしと縫付させける底いたりに難波屋まけしと、延寶の末世語りなり。

以て町人の妻女の豪華な風俗を思ふべきである。

二十四 天和の禁

延寶の頃には鹿の子が非常な勢で流行した。然し鹿の子は高貴の人の専

用でなく、六條等の傾城が多く之を着用したが、後には禁止となつたと見え、箕山の大鑑には、京六條に傾城町のありし時、寛永の頃迄は遊女も縫箔の小袖へり箔の小袖を着たるが、島原に移りしより縫箔とひつたの鹿の子を禁ぜられしよしとある。又竹齋物語には、上人の出たゞれけるしやうぞく華やかにして見えにけれ、肌には緋さやの袷をめし、上は鹿の子のきはばくに紫の袖をめすまゝに」とあるから、寛永頃専ら流行したらしい。此へり箔又きは箔をば俗に地落と云ひ、鹿の子模様へのりを摺箔にしたもので、一種氣品の高いものである。此きは箔は流行後間もなく衰へたが、總鹿の子鹿の子模様は寧ろ歳とともに流行したのである。俗つれく、に、年の程十四か十五にもせよ、中略、水鹿の子の下着、中紫鹿の子、上には紅鹿の子の両面に二尺三寸の袖などあり萬の文反古にも扱また鹿の子の色は十二までは無用に存じ候、迎も着申す物にあらず、數を揃へて持つたと云ふ分に候」とあるのは、其頃立派な嫁入には鹿の子の衣裳を十二色揃へたからである。二代男のうちにある名妓花月、一代

女にある名妓野風の衣裳は、いづれも鹿の子の贅を盡したものである。當時の鹿の子は専ら繪子の生地を用ひてゐる。地色は多く紅紫水色、略して水鹿の子である。花月の洗鹿の子は多分桃色であらう。保元平治物語、平家物語、源平盛衰記、太平記等にある洗革威の鏡とは、薄紅に染めた革を以て威したのである。野風のゆるし色とは紅色のことで、深紅は禁色であつたから、常に紅染をゆるし色と稱したのである。久安百首に、山もせに咲けるつゝじはさほひめに誰がぬきがけしゆるし色そも」とある。二代男花月の洗鹿の子の條に、五十兩に調へてさる人都土産に送られけるとかや」とあるが、其頃本俵三石が價金子二兩であつたから、之を今日の相場に直すと、實に莫大なものである。一代女にある島原の野風のも銀三貫目とあるが、銀三貫目は即ち金子五十兩のことである。斯く風俗が豪奢になつたから、遂に天和年間の法度となつたのである。我衣に云ふ、

寛文中に至ては惣鹿子の小袖を着ず、地白繪子或は紺緋紫の結鹿子惣地

にせり、尤結構なり、小船町一町目石川六兵衛と云ふもの、妻甚奢たり、此女常にサアヤチリメン綸子の數を着し、晴がましき所へは、純子綸子金入等を着す、常憲院殿上野へ始て御成の時、延寶年中御代替、彼の六兵衛御成を拜すに黒門前に棧敷をかけさせ、御簾をかけ幕を打せ、名香を禁き、蘭奢待といへり、左右に女の切禿兩人、緋縮緬の大振袖を着せ、眞中に座す、御通行の節、御簾を卷せて拜せり、是東照宮御他界以後、漸く四十餘年の事なるに、増して御城は明曆に焼失し、間もなく御三代の御代替り、由井丸橋等天草の亂、其外色々天災有て、其節迄は下々町人體へは御政務不行届も尤なり、しかれども石川六兵衛が程迄女房に爲、奢上を憚らぬ仕方付ぬと云ふは、あまりなる事なり、畢竟萬事に付身の分限を忘れ、放埒千萬なり、愚かなる町人の心なり、其時の上意に、是は何れの大名の奥方ぞや、あまり結構成様子なり、あれ尋よとの嚴命にて、則町人妻の由申上る、是よりして町奉行吟味の上、夫婦遠島に被仰付、關所となるに、金入の小袖計り、奢もの不久のたとへなり、六兵衛たはげに

もせよ、名主町役人これを止めぬは皆々心なき事共なり、是より町人百姓男女の衣類殊の外嚴敷御停止にて、寛永の如く成りにけり、それ迄は遊女も縹子緞子を着し、夜具も緋縹子に金紋など縫はせたり、此時より相止む。

天和の法度に就いては、天和三年二月五日に市中へ衣服の奢侈を禁する令が出た。猶其以前二月三日長崎奉行にも仰せがあり、二月十九日には進獻衣服に就いて禁令が出てゐる。同二十四日には、奴僕の絹布を用ふるを禁ぜられ、猶此後も度々美服の禁を令せられた。

常憲院殿御實記 天和三年二月三日、長崎奉行に仰下されしは、羅紗、猩々、緋其外毛織の類并に金絲其外衣服に用ふべからざる織物、珍禽奇獸及藥品にあらざる植物、木材はた器財、玩具の類來舶すとも買ふべからず、此よし唐蘭の商人にも曉諭すべしとなり。

同月五日、市井に令せらるゝは、金紗、繡物、惣鹿子、今より後婦女の衣服に用ゐる事を許さず、すべて新奇の染織を停止すべし、小袖の表一端價二百目限り

たるべしとなり。

同月十九日、又進獻の時服に、伊達染紋縞緞子縹珍を禁ぜらる、向後は男子の着用すべき服を獻すべしとあり。

同月二十四日、奴僕等絹布の類を、るり袖へり頭巾などに用ふるものをあらため捕へしむべし、明日より徒小人目付をまはらしむべしと觸れらる。

同年閏五月四日、けふ令せらるゝは、婦女の衣裳、繡、金紗收藏すといふとも着すべからず、縫紋も用ふべからずとなり。

同年五月二十八日、此日令せられしは、先に令せられしが如く、金繡の衣服、たとひ所藏するとも彌着用あるべからざる旨、大目付して諸大名へも觸れらる。

同年六月十四日、けふ令せられしは、明日山王の祭祀、ねりものゝ品々並に人形の衣裳あるは其事にあづかりしもの迄も、制限の外華飾すべからず、見にまかる者も是に同じかるべしとなり。

同年十月十三日、諸藩士衣服美麗なるをもて今より後、兎服を着すべきよし令せらる。

同年十二月、此月令せられしは、諸大名の家人にても、猿樂の伎藝を職とするものは、刀帶せしむべからず、藩中の畫工たとひ陪臣たりとも其の技をつとめとせば、是も同じかるべし。茶坊主、下女はしたは、奴僕と同じければ、綿衣の外着せしむべからず。中居茶の間以上のものは、小袖着せん事苦しからず、市人は後藤、杳阿彌と雖も、刀帶する事を許さざれば、邊鄙の所は猶堅く禁すべし云々。

西鶴の著書には、此法度に關して、

好色二代男 次第に身持は難く、衣装の御法度なくば何か唐織上に着物もなるまじ。

同書 彼張紙を東寺の百姓が見て、又御法度が出たといふも可笑し。
本朝二十不孝 衣装の御法度は表向き守り、内證は鹿子類さま〜調へ。

男色大鑑 思ひくの袖を連ねし、折ふしは衣裳の御法度かたく守り、随分目立たぬ仕出しなれど。

日本永代藏 此時節衣装法度、諸國諸人の身のため今思ひあたりて有りがたく覚えぬ。

諸國ばなし 其時は判官世盛にて、借錢は無し、唐織鹿の子の法度もなく。などとある。しかし此儉約の令も久しからぬ中に行はれなくなつて、また漸く奢侈の風俗を作るに至つた。元祿二年に、女の衣類御禁制被仰出候得共元來の儀に候間向後縫結構に無之やうに代銀二百五十限り縫の衣類賣買可仕候、尤もすぬひの類の美麗なる儀仕るまじく候とありて、遂に元祿末期の豪奢を致す源を開いた。

元和の法度以後、刺繡本位の小袖は染模様本位となつた。友禪の如きは巧に其模様の一部として刺繡を應用してゐる。

二十五 天和以後の流行

天和の法度は金紗縫に代ふるに現今の所謂アリーブリケ、俗に云ふ切付の流行を以てした。此アリーブリケの技巧は明時代の支那縫にもあり、印度縫、阿蘭陀縫にもある。田畑庄三郎氏所藏の和蘭陀天鷲絨アリーブリケ刺繡の陣羽織は慶長時代のもので、其の模様は東洋の唐花と意匠を同うしてゐる。此切付は縞珍緞子など比較的地質の手厚いものに種々に色變りの裂或は鹿の子などを切付けて模様としたもので、普通其輪廓は刺繡となつてゐる。元來刺繡の代用であつたから之を着用したものは、何れも遊女或は豪家の娘などである。

好色一代男(鳥原の名妓初音の正月の扮装)上は緋緞子五色の切付、羽根、羽子板、破魔弓玉光を飾り、形に注連繩、讓葉、思葉數々盡し。

好色五人男 またゆたかに乗物つらねて、女未だ十三か四か、髪すき流し、先

をすこし折もどし、紅の絹たたみで結び、前髪の若衆のするやうにわけさせ、金髻にて結せ、五分櫛のきよらかなるさし掛、まづは美しさひとつ云ふまでもなし、白縹子に墨形の肌着、上は玉蟲の色の縹子に孔雀の切付見えすくやうに其上に唐糸の網を掛け、さても巧し小袖に十二色のたたみ帯云々。同書 十五六にはなるまじき娘(中略)下に黄むく中に紫の地なし鹿の子、上は鼠縹子に百羽雀の切付、段染の幅帯云云。

男色大鑑未だ十六と見て十五なるべき美人の黒縹子の大振袖に寶蓋しの切付、

此等の切付は一見華美のやうであるが、其實質は極めて手数のかゝらぬものである。好色二代男に、

長崎の町放れに一村の乞食住める。此所の色深き丸山しんちう町に行き太夫金山を思初め、常にも身は卑しからず持つて忍びくゝに衣服を拵へ、三年が中に心懸なば頼寄るべき金子溜りて、或時人の見知らぬ供廻りを男も

勝りて、其身もよろしき出立、しかも夜に入りて仕懸けぬれば、神も見分けは給ふまじ、丸山の案内する者の方へ尋ねて、我は中國の方より此の島始ての祝儀とて先づ唄が手元へ二兩投げければ、俄に笑ひ機嫌、是でなければ何處にても拵は明かず、さて主持の身なれば人も知らぬくめん、金山様とやらを國方にて承及びしに、御快く逢給ふやうにと頼む、成程請合ひ、萬事由なに申しなして、其夜首尾させける、人より早く別れて、又日やめず約束して、早や我君宵よりの酒に亂れて後は台所まで出で、數多の女郎を手に入れ、心の儘なる折節、此里の目賢き人の參合せ、身振見るより、乞食の四郎めなり、是は合點がゆかぬと、供部屋に二人連れし者を見れば、案の如く仲間者なり、さては正しくそれぞと、聲高に己れは飯貫ひの分として慮外者と叱れば、現れ渡る瀬々の立浪の羽織をこゝに着て、大小も手に持ちながら逃げて行く、其夜此事沙汰して、太夫一分捨たる時、夜中に着物拵へ、其の散し形に缺五器、竹箸、面桶、其物の持ち居る道具を品々切付けして、世間晴れて、我戀人を知らすべ

し、人間に何れか違ひあるべしと申せば、是成るまじき事なり、女郎は斯くありたきものと優しく申なして、過ぎにし時よりは一入にはやりけるは、深き才覺ぞかし。

とあるを見ても、切付は短時間のうちに調製されるものであることが分る。鹿の子は禁ぜられたが、其代用品は種々の形となつて現はれた。

近代世事談 太夫鹿子 貞享の頃京西洞院四條藤屋善右衛門といふもの染める、ゆひがのこの如くに、紺屋形を以て染るものなり、今以て帷子など能相なるは此鹿子なり。

とあるは、染鹿の子の初めである。猶同書に、

小太夫鹿子 貞享元祿のはじめ、伊藤小太夫といふかぶきもの、江戸にて此鹿の子を着たり、江戸中に此染鹿子流行る、又京大阪に流行して江戸鹿子と云ふ。

とあるが、其實質は京の太夫鹿子である。小太夫が之を帯として用ひ、其色も

伊藤の藤に縁んで紫であつたことは、元祿六年板の古今四場居百人一首に、舞ふ事は此人開山なり、萬の藝は云ふに及ばず、狂亂の體は百萬も直に來りけるかと疑はる。此人紫の染もまだひぬ前帯とは此色極官なり、鹿子帯を仕出して、小太夫鹿子と呼ばれたまふ。此人紫の位にも備りたまふ人なれども、既に花に嵐の障り、早く身まかりたまふこと惜みても、猶餘りあり。とあるに依りて知られ、其畫像には、帯が鹿の子に描かれてゐる。此紫染鹿の子の帯は大に流行したものと見え、日本永代藏に、はしかの子で後帯ひとしほ見よげなり、

又好色一代女に

時花^{はな}ればとて、今時の女尻桁に懸けたる端紫の鹿子帯目に染み渡りて、さりとほ嫌風なり。

などと記してある。

元祿二年結鹿子の使用は解禁となつたが、代金の制限は到底前期のやうな

贅澤な物を造る事を許さなかつた。そこで結鹿の子に似て非なる打出し鹿の子の工夫となつた。打出し鹿の子は鹿の子形に染めたものを蠶盤に載せ、裏から其目の真中を打出したものである。今日此蠶盤の製造が不可能であるところから、昔時のやうな打出し鹿の子は出来ないさうである。

後世元祿風と云へば豪華な風俗の代表であるかの如くあるが、其實之を前期の延寶時代に比すると、緋鹿の子と太夫鹿の子ほどの差異がある。

又天和の法度は男女の衣服として縞物を流行させた。好色一代男に、男は本奥島の時花出とあるは、此時代の事である。本奥島とは慶長頃から舶載した聖多黙縞、即ち棧留縞のことである。棧留の名は印度のセント、マースから轉化したので、之を奥島とも云つたのは、奥南蠻を略稱したのである。後世之を唐棧と稱したるは、此棧留が多く唐船によつて舶來したからである。すべて此種の柳條を普通に島と云ふのは、元來南洋諸島の特産物で、又其地方から舶來したからである。

此本奥島の流行が盛んであつたから、西陣でも其の擬ひ織を製造し、之を西陣奥島と云つてゐる。此時代に流行した縞物は、郡内縞、八丈縞、丹後縞、りきん縞などであつた。郡内、八丈、丹後は、いづれも寛文頃から織出した縞物である。りきん縞はカビタンなどとともに舶載した西洋の縞物で、りきんは多分ライケンの轉化であらう、カビタンは英語キャビタインと同語で、之を縞物の名としたのは、舶來品萬能の名残である。

此縞物の中で、殊に男女間に流行したのは郡内縞であつた。貞享二年、鈴ヶ森で處刑せられた八百屋お七も、元祿三年大阪で半七と情死を遂げた三勝も其最後の晴衣裳は郡内縞であつた。

好色五人女(八百屋お七)されば其日の小袖、郡内島のきれくまでも、世の人拾ひもとめて、すへくの物語の種とぞ思ひける。

元祿寶永珍話(三勝半七)今もか様の時は生涯の晴れとて、萬づを飾ることあれば、此頃の日野絹の小紋、郡内縞こそ今の綾錦なるべし。

二十六 染物

天和の法度は染物の需用を激増せしめたとともに、其技術は長足の進歩をした。此時代以前に存在してゐた染物の種類を調べて見ると、概して貧弱であつた。

御所染

近代世事談に、寶永の頃、女院の御所にて好ませられ、多くの絹を染させられ、宮女官女下つかたまでに賜はる。此染、京田舎に流行りて、御所染と云ふとあるが、どんな染であつたか詳でない。一代女に元女膳の事を云へる處に、御所染の時花しも明暮雛形に心を盡せし以來なり」と云ひ、日本永代藏に「近年小ざかしき都人の仕出し……御所の百色染」とある。

甚三紅絹

近代世事談に、承應の頃、京長者町桔梗屋甚三郎と云ふもの、茜を以て紅梅に

ひとしき色を染出す、又中紅と云ふとある。日本永代藏には、此甚三郎は貧乏神を祭り富貴となれり、其の神像は藁にて作り、紙を以て冠衣服とし、且暮これを祈りし由の説を記述してゐる。世事談の説は、茜を以て紅梅にひとしき色に染めたとあるが、永代藏には、然れども是は小紅屋といふ人、大分仕込して、世の自由をたしぬ、そのみ近年砂糖染の仕出重い智恵者の京なれば、大方の事にて利を得る事思ひも寄らずと明暮工夫し、蘇枋木の下染、其上を酢にてむしかへし、本紅の色にかはらぬ事を思ひ付、是を祕密として染込云々とあるが、之が事實であらう。

中紅の名は本紅に對しての名であるが、或は甚三紅に對して、本紅の名が出來たのではなからうか。中紅は下等のもので、好色一代男に安藝の宮島の遊女の風俗を述べて、女郎は湯花染の帷子に、中紅の脚布をわざと見せかゝる、其初心さ何程とあり、好色三代男に、妾の目見えに行く女のことを記して、かゝの淺黄のうを汚れたるに中紅裏とあり、又同書に祇園水茶屋女の風俗を描いて、

「りきん縞、西陣郡内に中紅裏着たる女」とある。嬉遊笑覽に「天明頃、紫蔭裏地は紅裏、輕き者甚三紅とて、色あしきながらも赤きを裏の第一に用ひしに」と見え、てゐる。胸算用に、贅澤の風俗を寫して「襦も本紅の二枚重ね」とあるにても、中紅と本紅とのけぢめは、明である。

憲法染

近代世事談に「明曆萬治の頃、京西洞院四條吉岡憲房といふもの、始めて染る、吉岡染とも云ふ、此人劍術を得たり、吉岡の一流をきはめ、門弟あまたあり、房の字法にあらため、實名を以て法名とすとあるが、此説の誤謬なることは、籠の花を初め、諸家が指摘してゐる。此説は、多分好色一代男に「けんぼうと云ふ男だて、其頃はとりでゐあひはやりて、世の風俗も絲鬘にして、くりさげ二筋なげのもとゆひなど」とあるのを見て、憲法染を混じて、時代を明曆萬治頃と推斷したのであらう。しかし寛永時代頃に吉岡染憲法染のあつたことは、寛永十五年板の毛吹草、寛永二十年板の藥師通夜物語に依つて明かである。

雍州府志 吉岡氏人始染黒茶、故謂吉岡染、倭俗每事如法行之稱憲法、斯染家吉岡祖每事如此、故世稱憲法。

とあるは、憲法の文字から附會した説であらう。駿府政事録には建法、武藝小傳には拳法と、それ〴〵其書物相當の文字を遣つてゐる所から見ると、憲法も憲房も疑しいもので、寧ろ人名として似合つた文字は、京雀にある、吉岡のゐたと云ふ綾小路下る兼房町の兼房がふさはしい。

けんぼふ染に就いて、吉岡染の口傳には、
かは三しほ染め、其上にかね一遍染めて乾して、即ち右のかねのつけ汁の餘りにて一遍染め、濡れながらすゝぎ、其上をかは三しほ染、又右の如くにかねをかけ申候、又其上にかね三しほ染め、右の如くにかねをかけすゝぎ申して、うへのとめにかね一遍かけ申候へば、はげ御座なく候、以上にかね十遍つねのかね三しほ、其つかひ汁三しほ、以上六遍にて候。

とある。とにかく附子鐵漿を原料とする一種の黒茶染である。文中にかは

とあるは桃皮、しほとあるは遍で、三しほは三遍である、日本永代藏に、

「風俗も自ら都めきて、新在家衆の衣裳をうつし、油屋絹の諸職をけんぼう染の紋付」

などである。

かちん染

又黒染の一種はかちん染と云ふのがある。

守貞漫稿 古い異國より褐布と云ふを貢ぐ、其色黒し、故にかちいろと云ふ、或はかつ色と云ふ、ともに褐字なり、褐布は毛織也、今の羅紗等の類なり。又播州飾磨の里にて藍の濃染をかち色にする也、かち勝を假用し、祝して古は軍陣に有之、今は婚禮に用之、民間には帷子の定紋を黒のひなた紋に描くをかちんものと云ふ、唯是のみに名を殘せり。

播州飾磨はかちん染の本場であつたやうで、新可笑記に、出で行く時の着物飾磨のかちん染につねの紋所を目じるしに」とある。又古歌に、

我戀はしかまのかちにあらねども

あひそめてこそけさは知らるれ

とあり、之に依つて、其の藍を原料としたことが察知される。好色一代男に、大阪蓮葉女の風俗を述べて、「上に褐色染の布子」又勸進比丘尼のことを云ひて、「かちん染の布子」とある。又或書に、

紫野名物あぶり餅、夫れ社の名物に小團餅といふ、一名勝の餅と云ふ、これを食せば疫病を除き、運強く長壽を保つなり、昔は禁垣の内を茶褐色の衣を着て、あぶり餅と稱して賣り歩きしとかや、女童その着たる衣の茶褐色なるを以てかちんと呼びしなり、餅をかちんといふよし、女大和言に出でたり、かちんと勝と同音なるゆゑ陣幕にもその色を争ふて用ふるは勝の祝詞なりき。とある。猶臆測を逞うせんにかちんの語原はコーチン(交趾)の轉化で、其頃其地方から、黒染を輸入したから、取つて其名としたのではあるまいか。

臘 染

近代世事談に、寛文の頃、上京祐乗坊の辻に紺屋新右衛門と云ふ者始めて染る、此者箕面の富突に詣づ、群集の中にて一の富の札を拾ひ得たり、歡喜身に餘り、宅に還る折から初春の日色、古人千金にもかへじと云ひけんも斯る時をやと行くとふと此染を工夫し染出す、世間甚だ賞して、大に利を得て富貴すとあるが、果して事實であらうか。又臙染について曙染の名がある。其頃の臙染、曙染共に一種のぼかし染に相違ないが、詳かでない。江戸末期のものに就いては、

守貞漫稿 曙染 守貞曰、今染工に聞くに、曙染、臙染異なることなく、ともに裾を不染、白にて三寸五分を除き、夫れより上漸くに濃くするを云ふとあり。裾の白の所には必ず友泉染模様を描くなり。又愚按、臙曙ともに、裾白に染るを云ふなれども、原は臙は春夜の空色、曙は明灰の色に模し染しなるべし。今日墨紫何色にても曙色と云ふのみ。

とあるが、曙染の文字から考へると、裾を紅にして、上部をぼかしたやうであるとある。

しかし臙染のことを春夜の空色と解したのは不明瞭である。元祿板の人倫重寶記に、夕暮染ぼかし染とあるが、之も大同小異で、ぼかし染であらう。猶二代男に娘の風俗を敘して、上には福島絹を空色にして、墨繪の山水、朱印を紋につけ、曙染の裏を貝の口に紐合しとある。

京 染

友禪染の起つた前後、京都に於ける染物屋の地位はどんなものであつたらう。大昔から京染が有名であつたやうに、依然として、此時代の模様染は殆ど京染であつた。菱川師宣の和國百女圖の頭書に、

吳服屋にて御召やうなど受取り、誂ゆるに、鹿の子くし紺屋染をもこみ京物とて、上手の手を揃へて誂ゆるこそ第一織目糸節のゆがみをあらため、張物屋にて張らするに、簽目も見へざるやうに、地糊も柔かに、染色の村を直す、今は遙かの遠國よりも請取て、上り下りの日敷を窮め、約束もて京へ上り、染て下すこと自由なれば、誂へる者、殊の外に直段安くして、誰も悦ぶこと静なる

御代の験なり。

とあるやうに、上等の染小袖はすべて京職人の手にかゝつたものである。衣食住の記に、染にも上京物下京物とて、下京物は殊の外いやし、又女重寶記に、上京八文字屋染の小道青崎、下京染の打出し鹿子などとありて、其頃上京染と下京染とは、上下の區別があつたやうである。

染屋の種類としては、人倫訓蒙圖彙に、

紺屋 紋付品々色模様を染る、當世茶屋染あり、太夫染、吉長染等は別家あり、之を染物やと云ふ、又菅原染うこん染是をなす。

沙室師 沙羅紗、沙室霜降等これ別家なり。

紅師 紅粉屋にこれを染むる。

茶染師 一切色々の茶、吉岡、檳榔子染等これを爲す、室町一條の北に茶染師の名家あり、其外西洞院四條坊門より南にあり。

紫師 此紫染一種これをなす、中にも上京石川屋其名高し。茜は山科名物

なり。又江戸紫の家、油小路四條の下にあり。などとある。昔から俗に江戸紫に京紅と謂つたやうに、江戸の紫京の紅染は特殊のものであつた。

貞享三年板の源氏ひいながたに、當時の染の種類を擧げてゐるが、其目錄は次の如しである。

一 百敷の大みやこ風の御所染

極上のちやそめや桐つぼの模様

一 天下泰平の御江戸染

ちりもけがさぬは、木々の模様

一 はん小袖にたれも正平染

天人の羽衣はいそうつ蟬の模様

一 扇のみか小袖にもはやる友禪染

五條あたりの染屋にある夕顔の模様

一天神も見事なとの御詫宜菅原染

朱をばいくわの若紫模様

一もくくさにしてもはげはせぬ千種染

しく物はなき物すきおぼろ月模様

一氣のおつたに着せたいは伊達染

しなだれかゝるは大事な物藤壺模様

一ふり袖は二尺五寸がよし長染

色めいたはくわつと吹たうらの明石模様

一透意とみゆるもことはりそれ沙室染

ふせ籠にかけてきる玉葛模様

一日の本といへどあかいは唐人染

ゑもん色めく女三の模様

一おく糊盆色どる繪の具の更紗染

染屋がふちに浮舟模様

一共ともよし紅うらもなを吉岡染

玉のをく方めせ式子模様

一近い比より流行る遠山染

いせ衆はいとしらしい齋宮模様

一たが袖ふれし梅がかう染

いかな人もすいて染殿の模様

一實盛がすみいろに黒い摺椰子染

白玉かなにきれいな二條の後模様

一今はやる菅笠の袖も加賀染

うちより見事なは衣通姫の模様

一はすはには見へぬ蓮の絲より細染

絹はさらなりかわち木綿にさへ和泉式部模様

- 一 初むかしならで今もすたらぬは茶屋染
- 一 山みちのそめ入はすそとこしきぶの模様
- 一 たち地の絹たつふりと尺もしゆんさい染
- 一 かのこはいふにいへぬ春日野の女模様
- 一 見事さは三國一ちん染
- 一 見にくからぬ女中にみやす所の模様
- 一 磨見がきの女郎に着せたいは焼刃染
- 一 そめにけらしな井筒の女模様
- 一 そめて北野の馬場までもうこん染
- 一 伊達げいすくない勾當の内侍模様
- 一 しゆんだ中はふツてふり袖のふすべ染
- 一 都そめは田舎のはてまでも小宰相模様
- 一 薄色にざつと一風呂ゆかた染

花の色めくおどり小町の模様

一とをつと十もかさね着の玉子色染

出す入らず上美す下卑す中納言模様

一茶にはゆるせかこい女良も太夫染

ながれもすゝぎあげた江口の模様

一小袖の敷いくつそめてもあかね染

源氏づくしの紫式部の模様

猶西鶴及北條團水の著書から染の名を拾つて見ると、よしなが染二代男よ
 し中の伊達染三代男御所染一代女御所の百島染日本永代藏千種の細染百色
 がはり胸算用百品染織留加賀染本朝二十不孝けんぼう染日本永代藏山の端
 染俗つれく小島染置土産遠山三代男梅咲遠山鳥の今様染三代男虹染織留
 段染俗つれく五人女染分五人女曙染二代男梅がへし二代男一代女千種が
 へし二代男紺染二代男一代女露草色二代男ざんすだけ五人女柳すだけ

(胸算用・三代男)樺染置土産男色大鑑五人女きはだ染置土産紅梅(新可笑記・一代男藤色)新可笑記・二代男・俗つれく(卯の花)新可笑記(惣傳茶)三代男(檳榔子)三代男(水色)一代男(檜皮色)一代男(空色)一代男・二代男・一代女(玉蟲色)二代男(五人女)玉子色(二代男)俗つれく・三代男・一代女(千種)織留(うこん)二代男(瑠璃紺)日本永代藏(菖蒲)一代女(櫻色)男色大鑑(萌黄色)胸算用(一代男)花色(織留)三代男(以上西鶴物)菊田摺(日本新永代藏)紅鳶のふたへ染(同上)桑染(同上)以上團水物等がある。

天和法度以後は其反動として、見かけは素朴で、内實は奢侈な風俗が流行した。之れ即ち染物の發達した動機である。

榮花咄 衣裳は目にたゞずして、古代よりも格別にむつかし、惣吉が仕出しのよしなな染さへ世に珍らしく奢りたるやうに思はれしに、此ほど京に工み出してしのぶの細染といふは、片面を六十五匁に出来ず、油屋絹の本もち半疋六十匁の地を六十五匁にて染ると、中々身體うすき人のなるまじき小袖なり。せめて其模様が人もそれ程に見て晴着にしたればなり、只紺屋が

氣を盡してむづかしきものと粹な中間に知る計ぞかし。

胸算用 羽二重半疋四十五匁の地絹よりは千種の細染百色がはりの染賃は高く、金子一兩づゝ出して、是さのみ人の目に立たぬことに、あつたら金銀を捨てける。

とあるは、此邊の消息を漏らしたものである。

諺に京の着倒れと云ふのは、土地に美しくしい染織物が出来、其撰擇が自由であつたからである。元祿十五年板の東海道仇討に、伏見船中での京阪自慢競べを記して、

京のあはうの咄しには、大阪の水が悪うて、染物洗物がならぬ、晒の帷子を一
度水へ入れば玉子色になり、二度洗へば鼠色になるといへば、大阪粹、なんぼ
そつちの水をほめさしやつても、京にはない物が多い、先づ大阪の様なびち
くはねる鯛があるまい。京の白痴、そんなら絲織の類があるか。大阪粹
料理した泥鼈があるか。京、くし鹿の子や紅染は都でなければならぬ。大

阪、天王寺蕪と浮瀬の盃は都にやない。京最早いやるな、四も五もいらぬ、天照大神に續いては唐にもない禁中様が御座ります」といはれて、大阪者口が聞けぬ。實に誠に京は着て果て、大阪は喰うて果てるとかや、京の者の間様は皆衣類を以てし、大阪者は食物自慢に返答する事、さりとて下卑な所ぢや。とあるは、元祿時代に於ける兩地の趣味の差別觀を説いて明かである。

二十七 黒色

黒は小袖の色として、式正小袖の一つであつた。上下を通じて専用せられてゐたが天和の法度後自から流行に向つた。其鯛の翁草に、

或時内藏介、中村畫師光琳に謂て云、來る幾月東山に於て諸家の妻室參會の事あり、定めて綺羅びやかなる出會なるべし、右に付何ぞよき物すきあらむ其趣向如何と問ふ。光琳暫らく考へて、爾々と教ゆ、内藏介諾してこれに隨ふ。當日に至り家々の妻室花を粧ひ、端の寮重阿彌が許に來り、乗物を手ぐ

りにして奥へ昇入、あまたの侍女前後を取巻き、靜に乗物を出たるさま天人影向の如し。内藏介妻女など遅きと各々待ち煩ふ處に、少し程あつて中村の乗物あないして操入、みなくあはやと其出立を見れば、打かけ帯付ともに黒羽二重の無地、兩面の下には、雪の如くなる無垢を幾つも重ね着し、するりと乗物を出て靜かに座につけば、人々案の外にぞありたりける。さて其外の妻室も我もくくと間もなく納戸へ立て前にまされる結構なる衣裳を着ると度々なり。内藏介妻女も其たびく着替るに、幾度も同じやうなる黒羽二重、白無垢なり。一通りに見る時は何とやらん座中を非に見たるやうなれども、羽二重は衣服の絶品、晴の會故是を多く用意せしは蜀錦に増るよき物すきなり。其外の侍女ら随分美はしく飾りしかど、侍女相應の服なり、内藏介かたの侍女は外の内室が出立にまさりて結構なり。是光琳が物すきにて中村の出立拔群にて、一座けをされたりと、其頃世上の美談なり。とある。斯う云ふやうな趣向は、随分世間の逸話に多いが、黒色の小袖を幾重

も持つたと云ふことも珍奇でない。好色二代男に、人の女房とは見へて物に馴れたさうな風俗、着物は三つながら黒きひつかへし黒絲の縫紋、好色五人女に、二十七八の女、さりとては花車に仕出し三つ重ねたる小袖皆黒羽二重に裾取の紅裏金の隠し紋とある。又置土産にもと鳥原の名妓吉野が女房風にて遊山に出かけたを殺べて、御所被の内深く随分身のふりやめて、男は恐しき風情して黒羽二重の紋無しの小袖に龍門の帯も目に立たぬ仕出しなれど、數千人の形自慢の女中も吉野の忍扮装に蹴落されてとあるを見ても、黒仕立は此時代に於ける一部の流行であつた。

元祿時代前後に、黒染が如何に取扱はれたか、西鶴の著作から之に關する材料を點檢して見よう。

- 一代男 黒綸子の二つ割前結びにして(勸進比丘尼)
- 同 袷の鼠色黒き帯に態をかふるとはや暗がりにて、摺む事ぞかし(干瓢と云ふ賣色)

- 同 黒縹子の奇特題巾(御所方)
- 同 我が脱ぎ置きし黒茶宇の着物にて殘らず浸し(吉野禿の小林)
- 二代男 下に白無垢、上着は黒羽二重の紋無しに黒き帯して(元遊女)
- 同 夜目には白帷子に黒き帯ぞかし(京水茶屋の女)
- 一代女 黒羽二重の頭隠し(比丘尼)
- 同 黒茶宇の着色をして下され(京水茶屋の女)
- 同 白小袖一つあるひは黒綸子(妾目見に行く女)
- 同 紺染の無一紋に黒き大幅帯(蓮葉)
- 男色大鑑 黒縹子の前帯(年増)
- 同 十六と見へ十五なるべき美女の黒縹子の大振振袖に賣づくしの切付
- 俗つれく 帯は黒き天鷲絨の大紋の石登(十四位の女)
- 織留 上には黒羽二重のひつかへしに藤重の紋所を確程にして付

(當世嫁)

萬の文反古 黒紅に御所車の縫箔の小袖御内儀の昔小袖

三代男 婦がびんろうじの布子

同 黒き帽子を加賀笠の内いはれぬ美しき(賣色の比丘尼)

同 茶屋染の帷子に黒の帯ひらたく(五年以前の下女)

同 黒羽二重の紅裏撫子の白紋、わざとかまはぬ生れつき、うす假

粧かね黒く(妾)

日本永代藏に「古代にかはつて人の風俗次第に奢になつて、諸事其分際より花麗を好み、殊に妻子の衣服また上もなき事共身の程知らず、冥加恐しき、高家貴人の御衣さへ京織羽二重の外はなかりき、殊さら黒き物に定まつて五所紋大名よりすゑ」の萬人に此似合ざると云ふとなし」とある通り、黒は歓迎されたが、年若の者はそれに満足が出来ぬ。であるから同じ書に「近年小ざかしき都人の仕出し、男女の衣類品々の美をつくし、雛形に色をうつし、浮世小紋の

模様、御所の百色染解の洗鹿子、物好各別世界にいたりせんさく」とあり、猶其奢侈の程度は進んで、女の身持、娘の縁組より内證薄くなりて、家業の障となる人数知らず、姪の平生きようを見するは渡世の爲なり、萬民の美婦は春の花見、秋の紅葉見、婚禮振舞の外目立衣裳を着重す共すむ事なり、有町室町のかた脇を仕立屋の軒かはりて、橘の暖簾掛りて、當世着物の縫出しすぐれて、都の手柄ありて、絹綿愛に持つどひて、さながら衣掛山を我宿に見し事ぞかし、仕付の糸心裏あつるを得兼しほととぎす、初空卯月一日は衣がへとて、色よき裕を縫かけしを見るに、白き紋羅のひつかへしに、緋縮緬を中に入れて二枚がさね、裕兩袖襟に引綿むかへしはなかりし事なり、此のうへは萬の唐織を常住着となすべし、此の時節の衣裳法度、諸國諸人の身のため、今思ひあたりて、有がたく覺えぬとまであつた。西鶴が男色大鑑に「とかく今の世間に野良犬の子と金銀の澤山なる故萬事奢りて物をつかひ侍る」と憤慨したのを見ても、天和法度の實効は久しからぬうちに、乏しくなかつたことが知られる。

男の衣服として前後を通じて黒は専用されたものである。一代女に今の世娼の好きぬる風俗はとして、黒羽二重の紋付裾短かに」とある。

男色大鑑 黒きひつかへしの重ね小袖(松島半彌)

同 物やはらかに美しげなる男、下に紫縮緬の引かへし、上に黒羽

二重の両面

同 上に黒羽二重の両面芥子人形の加賀紋

同 上下黒き龍門に葉菊の正所紋(三十にはなるまじき兵法づか

ひ)

同 黒羽二重に白小袖重ねて見る事も飽かず(藤田吉之丞)

同 中に黒羽二重の大振袖、梧銀杏のならべ紋(吉三の小袖)

三代男 一人の男自慢、黒縮緬紅裏、四つ目縞の買紋

同 りふもんの黒帯巻物屋の手代めきたる)

同 八丈の着物に黒き羽織着て(女郎買)

同 六十計の大男、黒羽二重に大脇差。

萬の文反古 黒縮緬の羽織

同 黒きひとへ羽織に、山形の劍菱をつけて

武道傳來記 黒羽二重の羽織を取出し(武士の母)

同 黒き羽織一つ(武士の表道具)

胸算用 黒い羽織

二十八 白色

白は昔から小袖として正式のものである。寛文時代の流行色は白であつた。吉原通ひの馬も白馬を好で、其駄賃は普通の馬ならば日本橋より大門迄二百文、飾り白馬ならば三百四十八文と云ふ様に高かつた。明暦頃の小唄に、春の日の絲遊わけて柳たをるは誰々ぞ

白き馬にめしたる殿御よ

とある。吉屋組なる遊侠が白柄組と稱したのも、冬縮緬白大綿入一つ、帯も白く三重に廻し、袖は白、太く括り、丈は三重の少し下へくだる程に短く、鉛三匁づゝくけ込み、袴のはねかへるをよしとす、長き大小を帯し、柄絲下緒何れも白し〔我衣〕とある通りに白を好んだからである。其頃の遊客は白柄の刀、白革の袴、白馬に乗るを誇としたものである。

元祿前後、白色は如何に取扱はれたか

一代男 白帯心のまゝ引締(兵庫の風呂屋女)

同 白統の着物給はり(賣色の女が或高貴の人から)

同 足袋は白綸子に紅をつけ(御所方)

同 上には白縞子、三番叟の縫紋(鳥原の傾城高橋)

同 白縞子の袷に狩野の雪信に秋の野を畫かせ(鳥原の傾城薫)

同 肌は白綸子(吉原の傾城紫)

同 白小袖裾に嵯峨野の名所畫(鳥原の傾城高橋)

二代男 肌着も古き白無垢になり(大阪の遊女)

同 千代襲の白無垢(遊女)

同 白縮緬に梅の落葉など散らしたる帯なるぞかし(洒落た女)

同 下に白無垢もと遊女

同 床放れの白小袖(吉原の傾城井筒)

同 夜目には白帷子に黒き帯ぞかし(京の水茶屋女)

同 一代女 肌は白無垢(賣澤な風)

同 白き帷子(賣色の娘)

同 白羽二重の下紐を態と見せるはさもし(浪人の娘に假裝する)

同 賣女

同 紺の大振袖に白木綿の帯後結(大阪の辻君)

同 自から薄鼠もとは白となりし加賀絹の下紐を小取廻に紺短

同

紅かへしの下着に箔形の白小袖を重ね、白きそぎ襟をかけて
(京の舞子)

五人女

老たる姿をかづかす白き帷子に黒き帯結目を當風にあじは
やれど(老母の盆踊)

同

飛紋の白きふたの物(内儀)

同

白縹子に墨形の肌着(十三か十四)

同

白装束してかけ込(遊女みな川)

男色大鑑

十四五なる美女の白き練被きしが

同

十五六なる美女の肌小袖白く

同

帯は白縹子につばくらめの縫取に、紫糸の網を懸け(十六と見
えて十五なるべき美女)

武道傳來記

紋羅の白きに紅の裏をつけ(武家の息女)

日本永代藏

色よき裕を縫ひかけしを見るに、白き紋羅のひつかへしに(贅

澤の女

俗つれく

白縹子の二重湯具(十四か十五の座敷方)

同

素き合湯具の裾に鉛の鎮をかけ(まだ十四頃)

胸質用

白ぬめの足袋はくなど(贅澤を戒める言葉)

織留

肌着に白小袖をはなさず(老母が今の贅澤を嘆じて)

同

百品染の縹子の帯(流行)

同

成程京羽二重の白むく肌に着て(算用して合點のゆかぬ履女)

諸國ばなし

肌着は白く(女臈)

三代男

白き單の絹(友禪染、河原の夕涼にて)

同

雪より白く清らなるかたびら、日野の相傳茶の幅廣前帯にし
どけなく

同

冬は白無垢當時の中腰元(仲居茶の間、飯たき女まで)

同

加賀の三布雪と争ふ(腰元)

櫻陰比事 死姿は人の見るぞとたしなみ、一つある白小袖に身をなし(武

家の女房)

之を見ると、遊女などは模様ある白縹子を上着にしてゐるが、普通は之を肌着に用ひてゐる。白は夏の衣服として自然用ひられ、武家又は民間の娘は白の脚布を用ひたやうである。しかし寛文頃、白裏は最早流行過ぎ去つて、俗つれく、に時代後れの風俗を云ふ中に、上に飛紋の緋紗綾に白裏附けとあり、H本永代藏に、年切の下女でつち仕着に買島の綿入に白裏付けてとらしなどがある。時代は最早華美なる色を要求せんとしつゝあつた。男でも風流漢若くは野郎などは肌着に白を用ひた。

俗つれく、こなたの年の程五十五六にも見へて、肌に白縹子、殊に紋びろ

うどの衿をかけ(長崎の町人)

男色大鑑 肌付は白無垢(松島半彌)

同 肌には白き袷(若衆)

同 白き下着(光瀬)

同 白小袖の上に(藤田皆之丞)

同 黒羽二重に白袖重ねて見ることも飽かず

其他白色を用ひたものに、

男色大鑑 白羅紗の羽織(竹中)

一代男 白縮緬の投頭巾を着せ(太鼓持ちの遊山)

二代男 白縹子の中幅帯して(後家の隠男)

などがある。二代男に、袖も奥口に縫直し、肌着は腰切に白木綿の單物、嫌風なる風俗とあるのは、始末人の風俗を述べたものであるから、例外である。

二十九 紅・緋・赤、茜染

紅・緋・赤は往時から小袖の色として式正のものであつた。俗に色直しの小袖とは此種のものである。一代男に婚儀を敍し、千代襲の白無垢皆紅に着替

などである。又武家の娘は、専ら地紅を着たと見え、一代女に「地紅に御所車の縫ある振袖、男色大鑑に、地紅の帷子を好で着た物をも嘆きぬ」とある。白裏が廢れて紅裏が流行したが、殊に江戸に流行したと見え、三代男に「江戸の紅裏」と書いてある。紅裏の例は、

二代男 皆太夫様の召下し、紅裏着る程可笑し

一代女 上に菖蒲八丈の紅の隠し裏をつけて

武道傳來記 紋羅の白きに紅の裏をつけ(武家息女)

織留

胸算用

三代男

同

同

同

本郡内の基盤島に大森の幅の紅うらをつけて(美女)
裏は薄紅にして(十二三なる娘の子)
惣傳茶の無地紅うらほの床かしく(四十ばかりの女)
鼠うすぎぬ紅裏の色を表へうつして菊の折枝の小さ紋
玉子縮緬に紅裏
かゝの淺黄のうそ汚れたるに中紅裏(妾の目見に行く淪落の

女

同

同

りきん縞西陣軍内に中紅裏着た女(祇園水茶屋の女)
袖かほりゆかしく風儀京はづかし、吹風にひるがへる紅裏さ
ながらにくからず(加賀の女)

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

二十九 紅・緋・赤・茜染

などを擧げ得る。娘として紅裏は如何にも優艶であつたから、日本永代藏に「お娘子の正月小袖、飛鹿子に紅裏、是でこそ春なれ」とある。紅裏でさへそれであるから、娘の振袖として紅赤のやうな派手な色彩を加へた友禪染の歡迎されたのは偶然でない。又紅の専用は脚布であつた。

胸算用 襦も本紅の二枚がさね(贅澤な風)

武道傳來記 くれなゐの耻隠一重(武家の妾)

一代男

中紅の脚布を態と見せかくる其初心さ何程宮島の遊女

二代男

中の下結も嫌所見へける(暮し兼ねたる女郎)

男色大鑑

柳の腰、紅の湯具、あたゝ眼を汚しぬ(野郎好みの眼に)

同

六十あまりの後家が紅の脚布して小判よみてゐる(恐しいものは)

同

紅の脚布を内懐に巻き上げ(京の女の實況)

元祿太平記

紅絹の二布に伽羅をとめ(傾城)

又紅の色を用ひて優しい女の氣分を示したものは、

一代男

紫の羽織に紅の緋紐を結下げ(島原の傾城初音)

同

畦足袋に紅の緋紐

五人女

足袋は白繻子に紅を附け鉤懸にして(御所方)

三代男

紅の緋紐付し紫の單足袋一足
紅の絲を組で鼻緒にせし(昔の勝山)

同

紅のちとりしたる手覆(年は十といひて六つ計)

などがある。

緋の色も小袖或は下着として用ひられた。

一代男

上に緋緞子に五色の切付(島原の初音)

同

鹿戀女郎十七人皆緋無垢着て並居る(太夫水揚げの祝儀)

二代男

散髪の女童子四人皆緋縮緬の廣袖

俗つれく

扱てはあんさまの手は紫の革踏皮はいて、緋縮緬の脚布めし
てゐるか、これは好い手が見ゆるわいの(姑が嫁に云ふ處)

○緋の色は紅色の脚布に於けると同じ意味で、専ら流行した。然し其の使用が遊女或は年頃の女に限られたのも、其色の特質である。俗つれく、緋縮緬の湯具、龍田の紅葉ながら、女には否といはれぬ好きものなり、男色大鑑に「緋縮緬の下紐、色はかはれど流石残りて如何なる人の果ぞと心を移させける」とあるは、此特質の説明である。男色大鑑に野郎の「緋縮緬のふたの」とあるが、男

にも亦赤い下帯が流行したものと見え、

一代男 緋縮緬の下帯毛馬の里人)

同 緋縮緬の贖鼻禪かかせと申せば

二代男 飛ざやの下帯

織留 不斷ひざやの下帯かくこと人の知らぬ費なり

同 一生の願は細布の赤ふんどし一筋ほしやと思ふばかりの心

(針屋職人)

などとある。

赤は其原料は固より色彩に於ても紅と緋とは違ふが、其感じはすべて同様である。置土産に「梅屋丸屋の二階に衣裳はとかく赤きが目立つものぞかし」などとある。今も京の仲居に赤前垂があるが、元祿前後の蓮葉女宿屋の飯盛女などは赤前垂であつた。一説に官女などの専用した緋の袴の名残だと云つてゐる。

一代男 赤前垂して(蓮葉女)

同 赤前垂して(名妓吉野の女房振り)

同 唄が赤前垂は夕日にうつろひ(茶屋女房)

同 常の布子に赤前垂(遣手)

一代女 紺染の無紋に黒き大幅帯、赤前垂(蓮葉女)

○ 一代男に越後寺泊の遊女を述べて「二布の越後晒赤染にして」とあるは、鄙びた風俗が偲ばれる。

○ 茜は、緋色を染める草で、野生の者である。貞丈雜記の「遠江あかねと云ふ事舊記にあり、遠江より出るあかね染の絹なり、色あかし、茜と云ふ草の根にて染めるなり」とある。一代男に山科村で浪人の生計を寫して「はじめの程は赤根など掘りてありしが」とある。加賀の綱紀侯が茜染を保護したとは前に述べて置いた。然し元祿前後には茜染の應用は衰へてゐて、僅に西鶴の著作にも、一代男 木綿鹿子の散し散に茜裏をふきかへさせ(小娘)

一代女

茜の衣裏付けて表の方見せかけ(明野が原の茶屋女)

五人女

赤ね縁の蚊屋

織留

近江布の蚊屋に赤根染の乳縁付けして

の三四をとめる。慶長・元和の頃、徳川家康が鷹狩の御供の女中どもは、花色染の立浪に汐汲桶など裾腰にかけて白くしたるに、茜染の木綿裏付けたるを打掛に着てゐたほど質素であつたが、織留には、明野が原明星が茶屋こそ可笑けれ、いつとも振袖も赤根染の裏きたる木綿着物と笑つてゐる。此頃茜染はもう廢つてゐたのである。

三十 茶・紫・淺黃・黃と鬱金・紺と花色、及小絞染

元禄九年板の女重寶記に、此頃は地茶・地白かたの模様漸くはやり出たれどもとあるから、茶系統の色は此頃から流行したやうである。西鶴の著書には既に此以前の傾向を示してゐる。

一代男

譯知立なる茶縹子の幅廣狹結にして(清水邊の賣色)

二代男

紋無しの鶯茶の物を着ると思へば(二十四五の後家)

同

茶もうるの帯して(人の女房)

織留

帯は昔から茶の縹子の一幅物(蓮葉女)

三代男

四十計の女髪を中ばらひに惣傳茶の無地紅うちほの床しく(艶なる後家)

同

日野の相傳茶の幅廣前帯にしどけなく

同

紋郡内の玉子茶(年は十と云ひて六つばかり)

胸算用

此黃柄茶の着物も其時の名残じや(小供の正月布子)

一代女

黃唐茶に刻稻妻の中形(腰元)

日本永代藏

獨り娘に黃唐茶の振袖に菅笠を着せ(抜詣りの扮装)

松の落葉に、染色盡の土佐淨瑠璃を載せてゐるが、其中にうぐひす染とあるのは鶯茶ゆかりぞめとあるのは茶ふたへ染のことであらう。

男物としては、日本永代藏に「一生のうちに絹物としては袖の花色ひとつは海松茶にせし事、若い時は無分別と二十年もこれを悔しく思ひぬ」とあるのは、茶の流行した證據である。茶色の品々には、

萬の文反古 我等淺黄小紋の羽織(親父の物)を何茶(息子用)になりと目を引き

一代男 との茶小紋のひつかへし(香具賣)

同 茶小紋の着物

二代男 あら縞に見る茶海松茶の裏をつけ(粹好み)

新可笑記 茶小紋の上下(武士)

男色大鑑 宗傳から茶の疊帯(若き武士)

などがある。

紫は權威のあつた色で、極官の色と云はれてゐた。傾城の名に紫濃紫を名乗つたも、之がためである。殊に鹿の子地色として専ら流行した。元祿前後

紫色の流行したのは

二代男 年のほど二十一と見へし女、夕紫の小袖ばかり三つ襲帯笠

の緒三尺帽子草履の端緒までも同じ一色を好み、二人連れし

下女も日野紫の裋高に(もと吉原の紫太夫)

同 まだ其年も二十にはなるまじき女……下には花紫の千種が

へし

武道傳來記 跡は同じ紫の絹縮に、紅裏の廣袖にして(盆踊の風俗)

同 紫糸の紐帯しどけなく結びて(武家の息女、七夕の日)

同 袖の紫などをかけて

一代男 十六形の地紫、あれは花崎様の記念(島原の傾城)

同 紫の羽織(島原の初音)

男色大鑑 修學寺の御幸に御所乗物につき、の紫に四紋の後帯

などがある。大風流模様盡の序文に、御代太平の君子國、人の心の色深きわけ

ある衣紋伊達姿、眞野の菅笠抱帯と書いてある。此かゝへ帯は延寶頃から盛に流行したもので、其色は多く紫が用ひられてゐる。近世女風俗考に「延寶天和貞享中は紫流行り、元祿の頃は水色流行す」とある。浅黄染は此時代の流行でなかつた。それ故

織留

狸取振舞の時も浅黄にちらし菊の絹の物(老母の昔語)

同

今は鶯の局も音を入れて、むかしの形替りて浅黄の古袷

櫻陰比事

下々の仕着は紋なしの浅黄にして

三代男

かゝの浅黄のうす汚れたるに中紅の裏

一代女

おほかた浅黄の木綿布子(歌比丘尼)

同

其の女木綿浅黄の單なる脇塞を着て(賣色の娘)

一代男

最前のりきん縞薄汚れたる浅黄のに替りて(清水八坂水茶屋

の女)

万の文反古

さて下女どもが仕着も皆紋なし浅黄か千種色かにして袴に

仕立て申さるべく候

日本永代藏

又さる家に行ば、浅黄の上を千種に色あげて、袖下につきのあ

たりし布子

などと、一つとして流行を云ふものがない。俗つれ／＼に「四十四五なる奥浅黄に鬱金裏の下着」とあるは、流行後れの風俗を云つたもので、五人女に「今日も浅黄の小袖の面影」とあるは、大經師のおさんが最後の晴装束を昔語りとした言葉である。一代男に「吉野は浅黄の布子」とあるは、昔の榮耀に引かへて、今は甲斐／＼しい女房振りを現はした文句である。

此浅黄は男の衣服としても野暮な色であつたと見え、

萬の文反古

我等(親父)の浅黄こもんの羽織

同

奈良ざらしの浅黄帷子(中より下の身代)

置土産

木綿を浅黄にやつて世を軽く暮して

日本永代藏

浅黄七つ星小紋に黒餅(長者の奢らぬ體)

三十 茶・紫・浅黄・黄と鬱金、紺と花色、及小紋染

男色大鑑 無紋の淺黄帷子(野卑な高野山下の若衆)とある。しかし元來淺黄は華美な色彩の一つであつたから、遊女野郎などには似合つたものとして、好んで用ひたものであつたやうで、

二代男

太夫殿の淺黄緇子のいたはりも

男色大鑑

けふの肌着は淺黄よといはれし時(大阪の野郎)

五人女

淺黄羽二重の下着(吉三)

同

淺黄かへしの下淺

同

淺黄緇子の袷(松島半彌)

など見える。又淺黄の社衾は死装束の一として専ら着用された例が多くある。

○黄或は鬱金色に對し、萬治二年板の女鏡秘傳に「うこんなども人によるべし、ぬめの綸子などをうこん染にし、ひかりありて位あるなり、中よりうこんなどよし、いづれも一すぢには申がたし、或は染の模様依りて似合はぬこともあ

るべし」と記してゐる。西鶴の著書には、

二代男

又十八九なる大振袖の娘、肌には黄鬱金のひつかへし

俗つれく

四十四五なる奥淺黄に鬱金裏の下着(流行後れの風俗)

三代男

きうこんの下着(中腰元・仲居・茶の間・飯炊き)

一代男

肌には紅鬱金の絹物(蓮葉女)

などとある。しかし縞物が流行した時、黄八丈は派手なものとして歓迎されたりやうだ。鳥原の傾城薫が衣裳好みすることを、二代男に「一重の物數寄は思ひく」に見立てけるに、「一文字やの三五黄紬の立縞あればと薫申せし時」又同じ二代男に「いやく」上物は黄八丈の裾に水車附けたる女、又洒落た茶の間女の風俗を云ふ處に、「一代男に黄無垢に紋縞を二つ前に襲ね」とある。

五人女

下に黄むく(十五六にはなるまじき娘)

三代男

都の黄無垢と呼ばれし昔語りの姥となりし

男として黄色を用ひたのには、

男色大鑑 黄なる肌着(野郎袖岡)

二代男 黄色なる肌着(吉原の幫間藤助)

などの記事が見える。

紺は下品な色として取扱はれたやうで、

一代女 紺地の今織後帯(茶の間女)

同 上に紺染の無紋に黒き大幅帯(蓮葉女)

同 紺の大振袖に白木綿の帯後結(辻君)

などがある。又男の服色としては下流専用のものであつた。

三代男 紺の袷木綿(駕籠かき)

二代男 角助が今日着たる紺染の布子(吉原遊女屋の下男)

又花色も之と同様で、

織留 我等もふだんは花色染の木綿着物に(老女の昔語)

三代男 母親らしきが花色の帷子着たる

男の方にも、

日本永代藏 紬のふとをり無紋の花色にして、同じ切の半襟をかけ(信長時

代の悪口)

同 花色の布子に黒き半襟のかゝりしを一つ(親父の記念)

同 あしき男の紬の花色小紋に染めて着、或はうら付の木綿袴き

たるよりは劣れり(分散すれば)

同 一生のうち絹物としては紬の花色

世は何染何島が時花るともかまはず、着物は花色より外は紅

葉も藤色も知らず

二代男 花色の木綿禪襦見へすきて(油屋の手代めきたる男)

同 着物はふとりを花色にして幾度も洗濯(嫌な風)

一代男 一所にあらいかぎ袷帷子に太布の縹色羽織(女郎も可笑がつて盃をさゝす)

櫻蔭比事 亭主の肩衣三つ星小紋の花色に劍菱の定紋

などと、如何にも野暮な色とせられてゐる。織留に醫者の風俗を述べて、花色ちりめんの長羽織を武士の具足と思つて拵へ」とあるは唯一の例外である。

小紋の名は畫革の一種なる細文革から始まつたやうである。江戸初期に於て舶來更紗の需用に刺戟せられて、その製造が創始せられた。しかし其の技術は頗る幼稚で、僅に三つ星小紋或は七つ星小紋などと云ふ至極簡單なる紋柄のみであつた。此等の紋柄も多分畫革の赤星革に倣つたものであらう。元祿前後に至り其の需要が増加するとともに、技術も進歩して、稍々複雑なる紋柄が出来てゐる。俗に小原女小紋とも云つた結紫小紋或は曆小紋などの類である。又從來の一度染が屢々繰返され、其色によりて、憲法がへし藍がへし鼠がへし茶がへし、或は鴉目がへしなどがある。しかし此種の小紋は返しの名が嫌はれて、婚禮などの場合には絶対に用ひられてゐぬ。小紋は地色に依りて、何々小紋と稱したもので、當時のものに、茶小紋、青葉小紋、茶小紋、淺黄小

紋、花色小紋などの名がある。勿論其色合紋柄にも流行があつて、相當の身分あるものも着たやうであるが、普通は物堅い寧ろ野暮の男の晴着であつた。小紋の染法は型紙の紋を通して裂地に糊を置いた後、染上げて、其糊を洗ひ落したものである。當時用ひられた糊の質は詳でない。しかし小紋染に用ひられた糊が加賀染に應用せられて、所謂イツチン糊となつたのである。

三十一 描畫

天和の法度は從來小袖模様として全盛を極めた刺繡を切付に、結鹿の子を染鹿の子に、緞子金入を郡内或は八丈縞に、大模様を無紋或は小紋中形に、總模様を伊達紋或は裾形散し形に變じた。此時代、友禪染の先驅として、墨繪が流行した。桃山時代から發達した永徳一派の金箔の地に派手な色彩を用ひて畫いた室内裝飾の繪畫も、泥引の地に墨繪或は淡彩な探幽一流の山水人物花鳥となり、派手な梨子地の高蒔繪よりも山本春正が得意の磨出し蒔繪が一般

に歓迎される様になつた。墨繪の小袖も此頃から流行り出したのである。好色一代男に鳥原の名妓薫のことを記して、白繻子の袷に狩野雪信に秋の野を畫かせとあるは、必ずしも假構の物語りではあるまい。浮世繪師吉田半兵衛なども墨繪の小袖を描いたことが好色五人女に見える。女重寶記に都の風俗は餘國にまさりたりと見へて、國々在々津輕外の濱まで、名に負ふ花の都會にうつす事になりたれども、都の風俗、上人は格別、中より下は衣裳帯の結びやうまで時行風といふは、みな歌舞伎の女方風を學びて、極めてはでなり、よき人の艶にやさしき風にあらず、此の風は下女はしたの風にて、よき人は是を嘲りあざみて、假にも學ばず、是をすべて都風と他國に思へるは花の都の耻辱とや云はまし、都風といふは、御所の上代風、上京の町風、さげ髪打かけのはづれ、見へて、輿乗物の内もゆかしく、伽羅のかほりのほのほのとかがづきぬり笠の下もなまめかしきを女中はよく、學び紛ふべし。とあるが、事實、御所風は更に流行しなかつた。男色大鑑に、今もまだ平髻かけ

て下髪のだるい姿をよう見てゐる事と譏りてなどと忌憚なく事實を證明してゐる。女の理想風俗は歌舞伎女形若くは遊女の華車な風俗であつた。當時の傾城が社會上の地位が賤しくなく、其勢力の偉大であつたことは、多少の誇張は免れないが、俗つれ、にある高尾の全盛にて一班が推し測られる。

俗つれ、紅葉は千人の目にも太夫と見えしは、中頃の高尾にぞありける。風儀云ふ迄もなし、宿に歸りても衣裳着替ゆるとなく、常なり、如何にしても上方の太夫ならぬ事なり。揚屋の晝をつとめて身仕舞に歸るに、道中ゆたかに、右左の對の禿歩みながら眠るなど靜に位を取つて、憎い所なく、宿近くなれば、六尺先へ走り、門口より高尾様御歸といへば、行水の役人は絹漉の湯を運び、料理人手ばしこく、煮方の者は火吹竹を取廻し、定紋の蓋かけた膳立、不斷の醫者持脈を取り、此太夫御祈念の日待坊も毎日御見舞申し、御勤二十年もと、心中に祈りける。たとひ女郎となりても、これは一生の譽な

れば、此人の耳の垢を此道の女守袋に入れ置くべし。之を見ても薫が狩野雪信に小袖を畫かせたのは不思議でない。大阪新町の名妓夕霧の衣裳と云ふものが今も猶吉田屋に傳はつてゐるが、白地の絹に近江八景を描いてある。椀久物語に友禪が墨繪の源氏を小袖に畫いたとあるは假構であらうが、とにかく描繪小袖は流行したもので、織留にも、近年描畫小袖を仕出し、俄分限となりぬなどある。

二代男

上には福島絹を空色にして、墨繪の山水朱印を紋に付けて

男色大鑑

外山は紅の色濃く、白地に書繪の東海道

などとあるが、専ら流行したのは源氏の圖案であつた。

一代女

女郎も衣装つき洒落て、墨繪の源氏紋所も小さくならべ

三代男

年位の娘、墨繪の源氏の着物紫の打被して

とあるにても、其一斑を知るに足りる。

しかし此墨繪小袖は高尚潇洒であつたが、單調ではあつたし、又容易に汚損

するので、割合に其流行は短命であつた。二代男に「或時女郎衣裳を仕盡し染抜に本繪、太夫には備はらず」とあるは、單調の失を指したので、其頃の狂歌に「白ねりに墨で源氏をカキクケコ雨にあたりて身はラリルレロ」とあるは汚損の弊を指摘したものである。

京の人情は儉約を専らとすること今も昔も變りはない。男色大鑑に「今の京には何が時花といへば始末して銀を溜る事ぞと語る、それは常なり」とあるは、此間の消息を道破したものである。猶同じ書に、四條の夕涼に於ける大阪者の京都觀察を記して、

俄に末社の商口火桶はくくと涼の頃賣るもかはり物、御慰になる碁の相手一番三文づゝで負に打ます、かみ様方の白髪を月夜影にてぬきます、お若い衆に喧嘩の相手は入りませぬかと聲々噪ぎまはれど、流石納りし代の例、誰構ふものもなく、合口は落さぬやうに扇ばかりの風に身を樂みける。此靜かなる人心、銀溜めて引込所爰ぞかし。猶水上を眺め行きしに、三條の橋よ

り上に世間離れての床涼み、備前焼の茶瓶天目一つ、此外に盃も見えず皆分別らしき顔つき、洗ひ帷子の尻をまくりて座して二十一間の十露盤弾き、酒肴茶煙草大かた中づもりにして何程と、納涼中の入用を勘定して、是を遊山の種とす。さても隙ある男、こんな事にて大事の京を狭くなしぬ。と、皮肉に記してゐる。又同じ書に

やうやう西日になつて樽は口せず轉し、水風呂の湯もすて、久三もとりまはし賢く仕舞へば、女は噪しく、木綿足袋をぬぎて袂に入れ、銀の笄を揚枝にさしかへ、櫛も紙袋に收め、紅の脚布を内懐にまくりあげ、上着の衣裏をかなしみ、首筋をとりわけ、木枝に掛置し、本地笠をとりくゞに急ぐや暮の面影、今朝とは見苦しく、

あるは、京女の裏面観であつた。

時代は墨繪よりも華美なるものを要求した。友禪染は此希望を満さんが爲に起つた。しかし一面には友禪染の特色であつた、洗つても剥げぬと云ふ

重寶な所に存する。之れ最も京の女には恰好なものではなかつたか。江戸の末期のことではあるが、京女の遊山には、裾をからげ或は袴除けなるものを工夫し、猶其上裾除けに鎮までを附けたほど始末心の深かつたものである。華美とそれから重寶、友禪染の歓迎されたのは固より偶然でない。

加賀染は清素であつた。しかし友禪は之を一變して京の天地京の女にふさはしい優麗典雅のものとした。一たびは描畫に流行の魁をした友禪は、早くも時代の要求を見て取り、友禪染を作り出して、更に又流行の魁をなした。衰へ行かんとする京の優美な風俗は、此に友禪を得て復活したのである。

三十二 京の友禪

好色五人女の姿の關守には京女の風俗が巨細に記述されて、筆に花も香も匂ひ亂るゝばかりである。しかし其記述の中に友禪染の名はない。五人女は貞享三年板であるが、同じ年の源氏ひいながたには、加賀染とともに友禪染

が載つてゐるのである。しかし友禪染は其初に浴衣模様として行はれたやうである。

三代男

十七斗の娘眉けだかく、(中略)白き單の絹に雷公の雲より落ちて腰たゞく體、うしろの松の枝の二つに割れてもはなれぬを友禪風の繪して彩色書きたる此の達手さ、心あるべき模様

同

十六計なる女の加賀單なる絹に、猿猴が手して美しき男攫むさま今様染のはでを盡して

同

薄衣に鳥と猫の染入(妾)

同

娘の着たるを見れば薄雲の當世染に命なりける佐よの中わんと染入たる此の歌の中に娘の名はありけるとぞ

などあるは、友禪染であるらしい。妾の關守は暮春初夏の風俗であつたから、友禪染の名を見出し得ないのであらう。京は夕涼の名物、河原に吹かれた浴衣姿はまたなく艶であつた。男色大鑑にも、所せきなき涼床に、ゆかたなる女

まじり、いづれかいやなる風儀は一人もなくなどとある。しかしやがて友禪染は浴衣より進で小袖模様として流行したのである。

友禪染が流行するとともに白鷺と云ふ同業者のあつたことは、男色大鑑に「友禪が萩の裾書、白鷺の若松」とあるが、此白鷺のことは一向に詳かでない。吉田半兵衛も亦小袖模様を描いた。大風流模様畫を見ても、圖案の妙を知るべきである。其うちにある納れる御代冑に弓矢盾の圖などは、友禪の餘情雛形と意匠を同うして、友禪に先鞭をつけてゐる。とにかく半兵衛の判じ模様は好評を博して、當時染模様に応用された。二代男の「よしなか染、二代女の「夜な〜君がねまきは、よしなか染云々」三代男の「十二三の娘、遠山よし中の達手染」とは、此吉半染のことである。しかし此吉半染も友禪の丸畫模様とともに、女重寶記には「中頃の吉長の小色染、友禪の丸づくし」(中略)今見れば古めかしく初心なり」とあるが如く、久しからぬうちに衰へた。

前に引いた雷公の雲より落ちたと云ひ、猿猴が手に男を攫むと云ひ、

鳥と猫の染入と云ひ、吉田半兵衛の模様と云ひ、判じ繪の模様が流行であつた。判じ物は當世の低級趣味に恰好なものであつた。友禪も亦此種の名手であつたことは友禪雛形の扇の繪に依りて知られる。

友禪に就いて從來片々に傳はつた諸説は、正鶴を失つたものが少からずある。其氏を梅丸と傳へたなども少しも根據がない。友禪の自筆畫と云ふものには、多く友禪の印と應物象形の印とを捺してあるが、其筆致の同一でない所を見ると、大に研究を要せねばならぬ。

友禪の出生は京にしても、北國にしても、又其最後はよし北國であつたにしろ、たところが、清素なる加賀染を京に輸入し、獨得の技倆を以て流行の先驅をなし、山紫水明の京の天地にふさはしく、優にやさしい京女鵲に恰好なる友禪染を作つて、染色界に覇を稱したに至つては、友禪は京の友禪であつた。友禪として北國に蟄伏せしめたならば、如何に天稟があつたにしろ、彼は友禪染を作るに至らなかつたであらう。して見ると時代は友禪を作り、京の天地は友禪

を作り、京女鵲の好尚を作つたと云つて差支がない。

友禪は時代の要求を知つた。彼は時代に刺戟されたのである。友禪は京の天地に養はれた。彼は京の天地から感受した所を染色界に應用したのである。友禪は京女鵲に親炙してゐた。彼は京女鵲の要求に應じて之にふさはしいものを作り成したのである。友禪はどこまでも京の友禪である。

彼の一生は通じて之を捕捉するに難い。彼の研究には猶幾多の餘地がある。しかし彼が時代の子で、又京が生み出した工藝家である以上は、時代を背景にし、京の天地、京の女鵲を配合して、靡げながら其面影を偲び得るのである。友禪は京の友禪であつた。

友禪の作つたものは繊麗であつた。しかし其後に出た光琳になると豪華であつた。桃山時代の豪放は此に光琳の大手腕によりて、新しい生命を賦與せられ、元祿時代を飾つたのである。其のいづれにも時代の反映があることを否む譯にはゆかぬ。又同時に友禪の生活及才能と光琳のそれとの差異が

あることを見通してはならぬ。

畫家として友禪は大したものではなかつた。光琳の畫才とは其けぢめが大きい。しかし友禪は時代を知つて流行の先驅たることに巧みであつた。畫家として大ではなかつたが、染色界に於ては極めて大なるものであつた。白鷺の名が西鶴物に竝記されても、遂に何等の痕跡を残さぬものとは違ふ。吉田半兵衛は浮世繪の大家にしる、吉半染は後年何等の反響を惹起してゐない。此等に比すると、友禪は遙に大なるものであつた。否寧ろ染色界に於ける稀有の大人物であつた。

四條五條の橋の下には、鴨川の水が清い瀬をなして流れ行く。朝には往き來ふ京女鴈の袖の影を宿し、夕には舞子のだらりの金糸を映して流れる。祇園先斗町の脂粉は融けて、せゝらぎの音にも香があらう。春は清水・長樂寺の花秋は高尾・嵐山の紅葉、祇園會の鈴、河原の夕涼は今も猶京の名物である。春雨、絲の如く、木屋町の柳を籠めて、時雨は北山里の落葉に音づれる。四季折々

自然の美は可ならざるなく、山々寺々の物静けさ、京ならではどこにか之を得られよう。優しく艶な京女鴈は此に生れた。土佐派も、光琳も、應舉・吳春の圓山・四條派も此に生れた。源氏物語も此に生れ、平家物語も此に生れた。古今集も徒然草も亦此に生れた。日本の純なる美しい文學藝術は殆ど此に生れたのである。我が友禪染も亦此に生れたのである。友禪はどうしても京の友禪である。

友禪研究終

跋

野村君は近代市井衣裳の蒐輯家にして、又極めて摯實なる風俗研究者なり。其の多年心を潛めて研鑽せられたる友禪研究は博引旁證、一々史料と實物とに典據し、未だ曾て知られざる創見を述べて、藝術史及風俗史上に一新光明を與へられたるやの觀あり。之を多とするもの獨り予のみに非ざるべし。然れども予は猶自ら疑うて決する能はざるもの凡そ三項あり、試に之を問はんと欲す。

一、友禪と友盡齋日置徳右衛門清親とは果して同一人物なるや。

友禪雛形の完本を獲るの日は、此疑も或は氷解するならんと雖も、友禪は單に畫家としての模様描きにして、友盡齋は同一門の染工なりしには非ざるなきか。

二、金澤市龍國寺の友禪墓石は果して信すべきものなるや。

龍國寺の過去帳を寫眞に依りて按ずるに、十八日の中頃下段に玉椿水子とありて、下に明治五壬年三月十八日とあるを以て見れば、此過去帳も或は明治以後の作成にあらざるなきか。之を隨時追記と見るも可なれども、友禪齋自超上座は十七日の最後餘白に記されたり。疑はば疑はるべきものなしとせず。施主太郎田屋の子孫は、今舊姓長谷田

に復して金澤の地に在りと雖も、友禪との關係に就いては何等の傳説を同家に存せずと云ふ。太郎田屋が友禪の爲に供養追福したりしは、いつ頃までなりしやを知らずと雖も、墓石も取除かれず其儘に現存し、過去帳には明確に記載されたる友禪齋のことに關して、何等の傳聞なく、全く没交渉なるも、多少の疑なしとせず。然れども此等は姑く措くとするも、最近に至り、仔細に墓面を點檢するに、寶曆八戊寅六月十七日の文字を發見せりと云ふ。寶曆八年は西鶴が一代男を梓したる天和二年を去ること實に七十七年に當れり。天和二年には既に友禪扇が流行したる歳なれば、友禪も相當の年輩なりしなるべく、當時假りに三十歳とする

も、寶曆八年には百有餘、四十歳とすれば百十有餘歳なり。
之れ果して信ずべきなるか。金澤市寶圓寺塋域にある俵
屋宗達の墓なるものは、頗る疑はしきものなりと稱せらる。
寶圓寺末寺の龍國寺に新しく發見せられたる友禪の墓石
なるものも、此轍を覆まざれば幸甚なり。予は今春初、墓石
の寫眞を接手してより、擴大鏡を以て日夕之を窺ひ、稍々不
安を感じたるものあり、身親しく之を見ざるを以て此に確
言し得ずと雖も、心中懷疑に堪へず、此點に關して再三野村
君に折衷して私見を開陳したりき。予の疑惑が雲散霧消
するの日あらんことは甚だ望み且つ喜ぶべきことなりと
雖も、今に於ては予猶惑なき能はざるなり。

三、友禪は果して守景の弟子なるか。

一陳描きの新説と、足薪翁記にある無禪即無礙説とは頗
る面白く、野村君獨得の創説なりと雖も、之を立證せんには
猶幾多の考覈を要すべきものあるなり。畢竟するに、此新
説は世間に提供せられたる好個の問題なりと信ず。

予は此三疑點を遠慮なく此に披瀝して、野村君の猶一層
此等の點に就いて研究せられんことを望み、又弘く世上博
雅の諸士が殊に之を明確にせられんことを待つや切なり。

大正九年五月

笹川臨風識

大正九年八月一日印刷
大正九年八月五日發行



不許
複製

編輯者兼
發行

野村正治郎

京都市下京區新門前
小堀西入二十五番戸

印刷者

竹內喜太郎

東京市牛込區櫻町七番地

發賣所

美術書肆

合名
會社 芸

艸堂

(本店) 京都市寺町二條南入
(支店) 東京市本郷區湯島一ノ一

終

